

第1 特定共同住宅等に係る審査基準

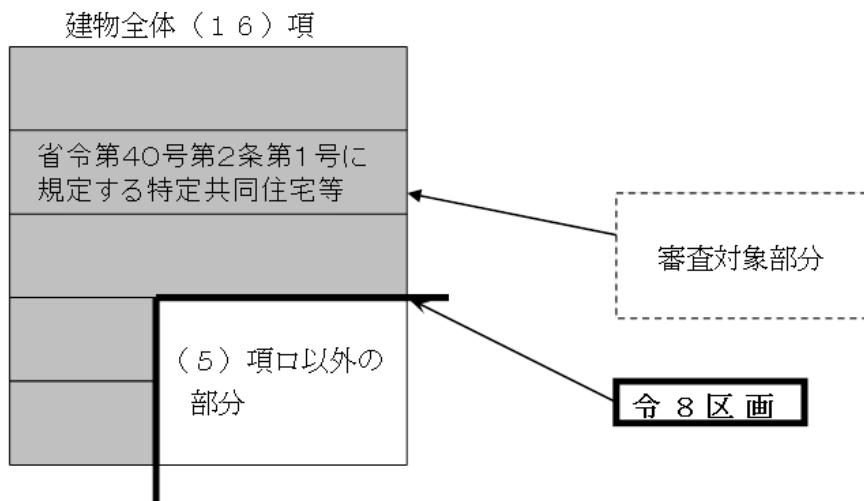
I 用語の定義等

- 1 この基準における用語の意義は、次に示す省令及び告示の例によるほか、それぞれ当該各項に定めるところによる。
 - (1) 40号省令とは、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成17年総務省令第40号。)をいう。
 - (2) 位置・構造告示とは、「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」(平成17年消防庁告示第2号)をいう。
 - (3) 構造類型告示とは、「特定共同住宅等の構造類型を定める件」(平成17年消防庁告示第3号)をいう。
 - (4) 17号告示とは「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成18年消防庁告示第17号)をいう。
 - (5) 18号告示とは、「共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成18年消防庁告示第18号)をいう。
 - (6) 19号告示とは、「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」(平成18年消防庁告示第19号)をいう。
 - (7) 20号告示とは、「戸外表示器の基準を定める件」(平成18年消防庁告示第20号)をいう。
- 2 住戸等(40号省令第2条第2号に規定する住戸等をいう。以下同じ。)には、電気室(制御盤等が設けられており、人が内部に入って作業を行うE.P.S等も含む)、ゴミ置場、受水槽室、ポンプ室、共用部分(40号省令第2条第4号に規定する共用部分をいう。以下同じ。)に設ける4m²未満の独立した1住戸専用のトランクルーム以外のトランクルームが含まれるものであること。
- 3 共用室(40号省令第2条第3号に規定する共用室をいう。以下同じ。)には、キッズルーム、ゲストルーム、カラオケルーム、シアタールームが含まれるものであること。
- 4 共用部分には、駐輪場、メールコーナー、エントランスホール内に設ける室の形態を有さない談話スペース等、共用部分に設けられたトイレ等、配管ピット等が含まれるものであること。

II 40号省令

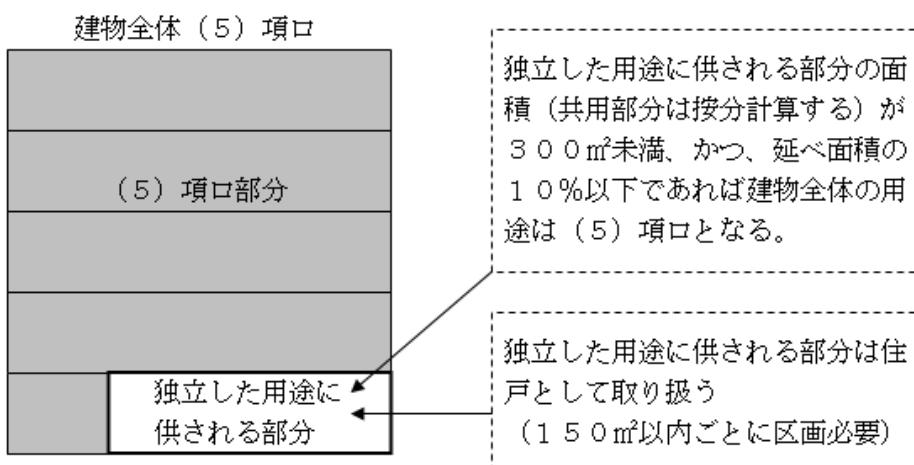
1 適用範囲等

- (1) 40号省令第2条第1号に規定する「政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物及び同表(16)項イに掲げる防火対象物」とは、次のものも含まれるものとすること。
- ア 令8区画により他の用途に供される部分と区画された40号省令第2条第1号に規定する特定共同住宅等以外の用途に供される部分が存しないもの。(第2-1図参照) ◆①



第2-1図

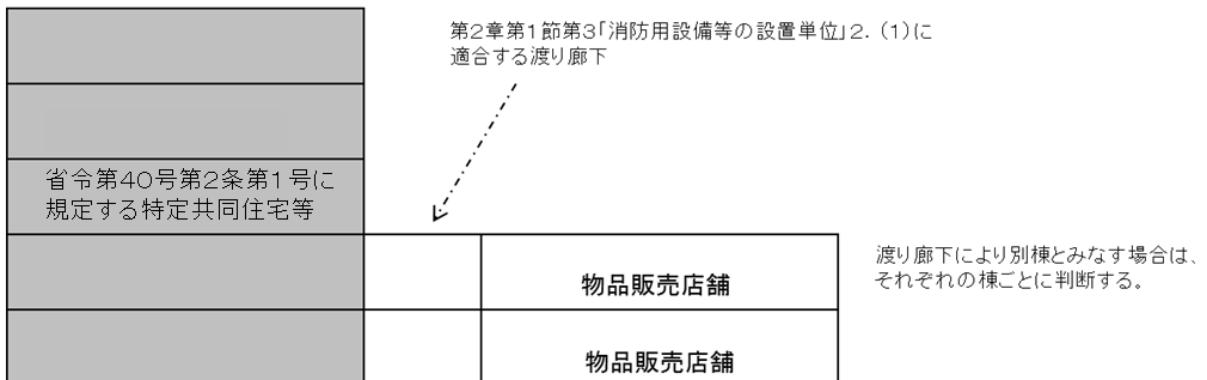
- イ 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の一部に(5)項口に掲げる用途(機能的に従属する用途を含む。)以外の独立した用途に供される部分(300m²未満、かつ、延べ面積の10%以下)が存在する場合は、当該部分が床面積150m²以内ごとに区画されていること。(第2-2図参照) ◆①



第2-2図

ウ 第2章 第1節 第3 消防用設備等の設置単位 2. (1) の規定により消防用設備等の設置単位とされる棟で、40号省令第2条第1号に規定する特定共同住宅等以外の用途に供される部分が存しないもの。(第2-3図参照)

建物全体(5)項口又は(16)項イ



第2-3図

2 メゾネット型の住戸等の取扱いについて◆①

メゾネット型の住戸等(一の住戸等の階数が二以上であるものをいう。)の階の算定にあっては、当該住戸等を一の階と扱うものではなく、建基政令第2条第1項第8号の規定によるものであること。

3 住宅用消火器の設置について◆②

40号省令第3条第3項第1号イにより、住戸、共用室及び管理人室ごとに住宅用消火器を設置することとされているが、省令第6条の規定に従い住戸、共用室及び管理人室の各部分からの歩行距離が20m以下となるように共用部分に消火器を設置すれば、政令第32条の規定を適用し、住宅用消火器を設置しないことができる。

なお、40号省令第3条第3項第1号ロに規定する「住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分」とは、廊下及び階段室等のうち、住宅用消火器を設置した住戸、共用室又は管理人室の出入口からの歩行距離が20m以内の部分をいうこと。

III 位置・構造告示

1 住戸等を形成する床又は壁の構造

位置・構造告示第3第3号の「特定共同住宅等の住戸等は開口部のない耐火構造の床又は壁で区画すること。」とは住戸等と住戸等又は共用部分の間を耐火構造の床又は壁により区画することをいうものであり、建基政令第107条第1号に定める耐火構造に求められる耐火性能を有し、かつ、堅ろうで容易に変更できない構造を有するもので次に示す構造をいうものであること。

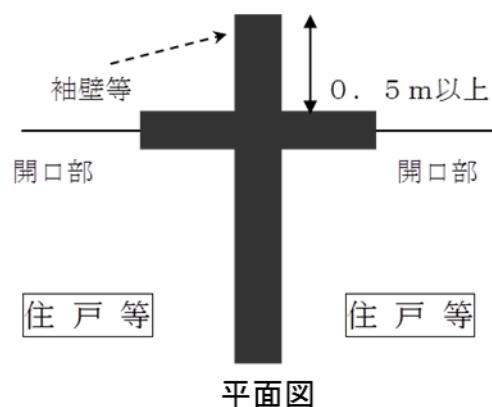
- (1) 鉄筋コンクリート造
- (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造
- (3) 壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む）
- (4) 軽量気泡コンクリート造
- (5) 補強コンクリートブロック造
- (6) 住戸等と住戸等又は共用部分との間の区画を形成する壁のうち乾式のもの（以下「乾式壁」という。）のうち、次により適切な施工管理体制が整備されているもの。◆②
 - ア 施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、施工実施者に周知されていること。
 - イ 乾式壁の施工に係る現場責任者に当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有するもの（乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等）が選任されており、かつ、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導・監督等が行われていること。
 - ウ 乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。
 - エ 乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理について、特に徹底した施工管理が行われていること。

2 住戸等の外壁に面する開口部

住戸等の外壁に面する開口部は、位置・構造告示第3第3号（2）の規定によるほか、次によること。

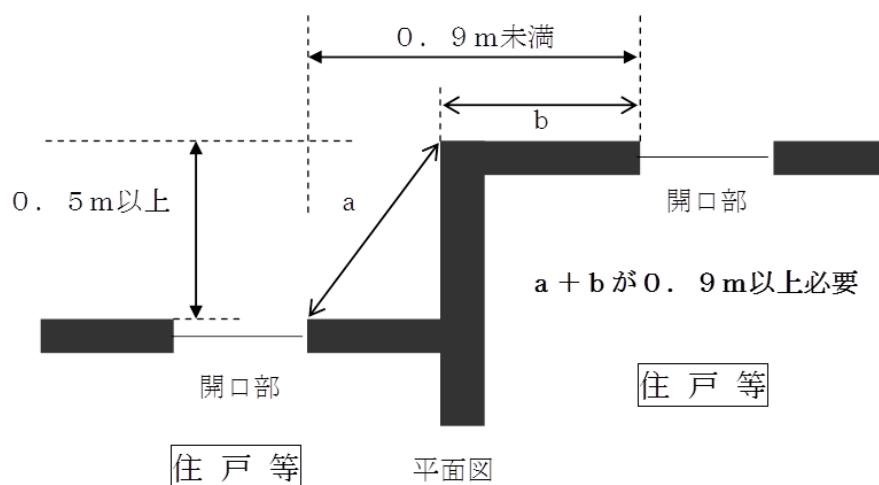
- (1) 住戸等の外壁に面する開口部は、屋内、屋外を問わないものであること。
- (2) 次のアからオに示す住戸等の外壁に面する開口部は、当該住戸等に接する他の住戸等の開口部との間に設けられる外壁面から「0.5m以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られていること。」に適合すること。

ア 隣接する住戸等の場合 (第3-1図参照)



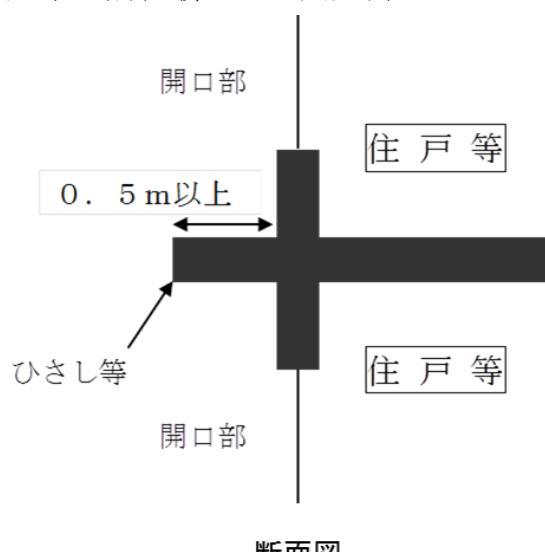
第3-1図

イ 隣接する住戸等の場合 (第3-2図参照)



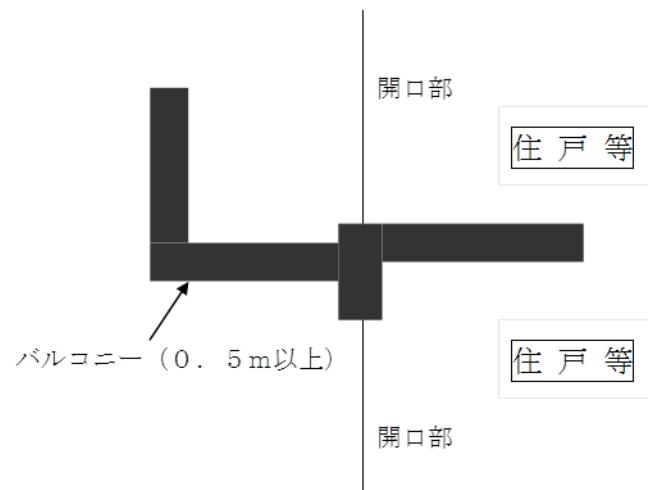
第3-2図

ウ 上下に位置する住戸等の場合 (第3-3図参照)



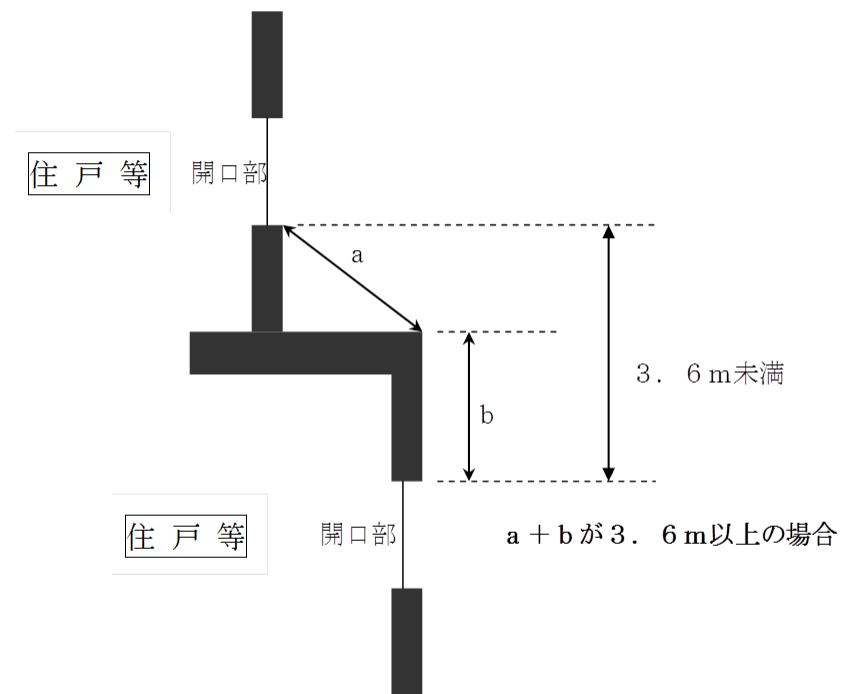
第3-3図

エ 上下に位置する住戸等の場合 (第3-4図参照)



第3-4図

オ 上下に位置する住戸等の場合 (第3-5図参照)

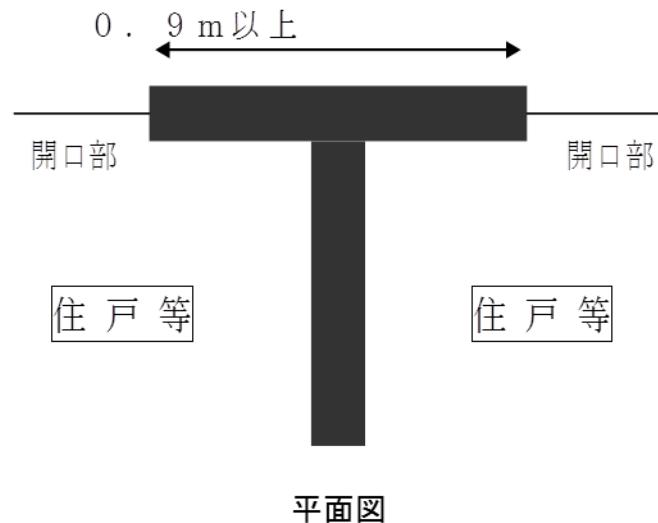


断面図

第3-5図

(3) 次のアからエに示す住戸等の外壁に面する開口部は、位置・構造告示第3第3号(2)ただし書きに適合するものであること。

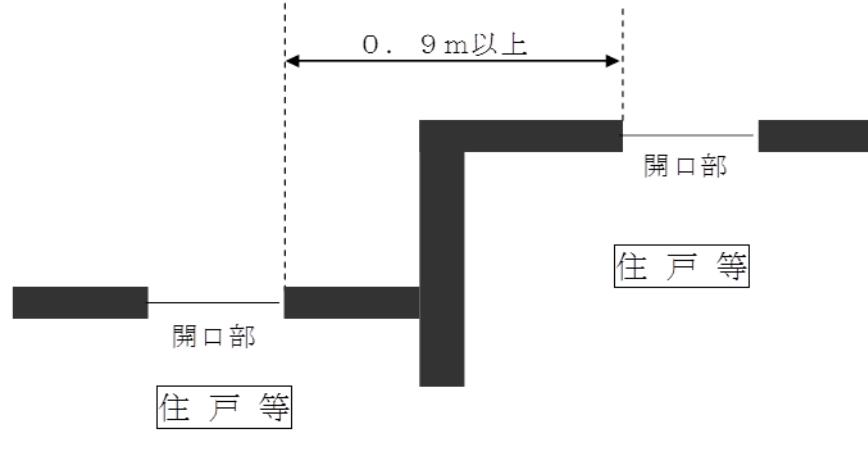
ア 隣接する住戸等の場合 (第3-6図参照)



平面図

第3-6図

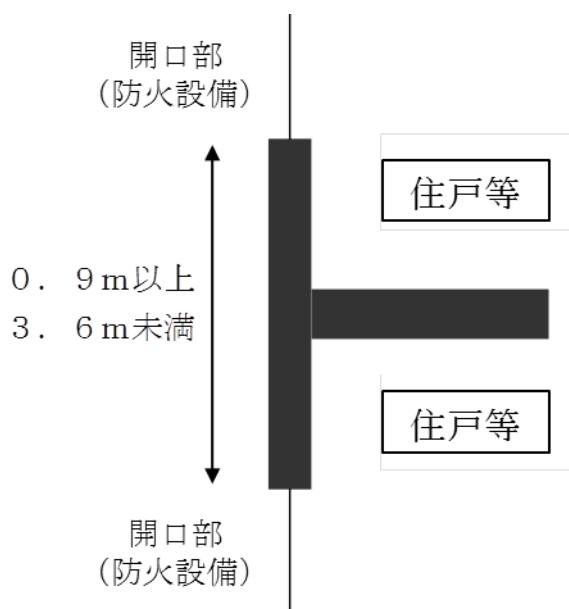
イ 隣接する住戸等の場合 (第3-7図参照)



平面図

第3-7図

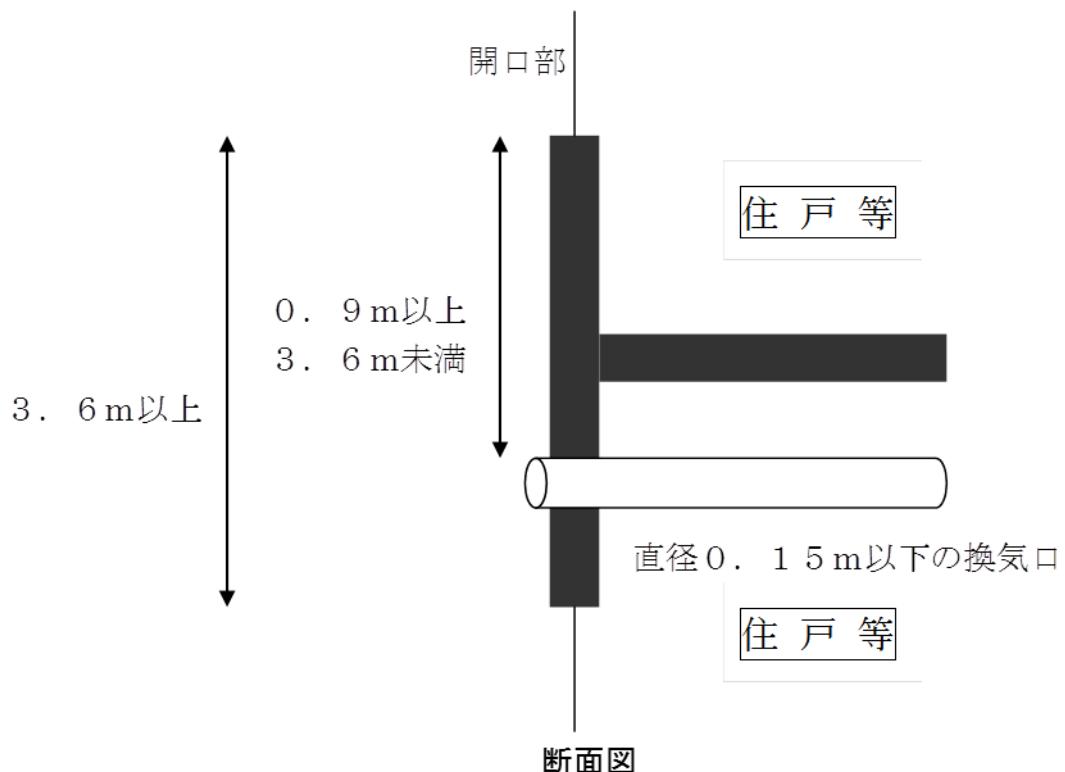
ウ 上下に位置する住戸等の場合 (防火設備必要) (第3－8図参照)



断面図

第3－8図

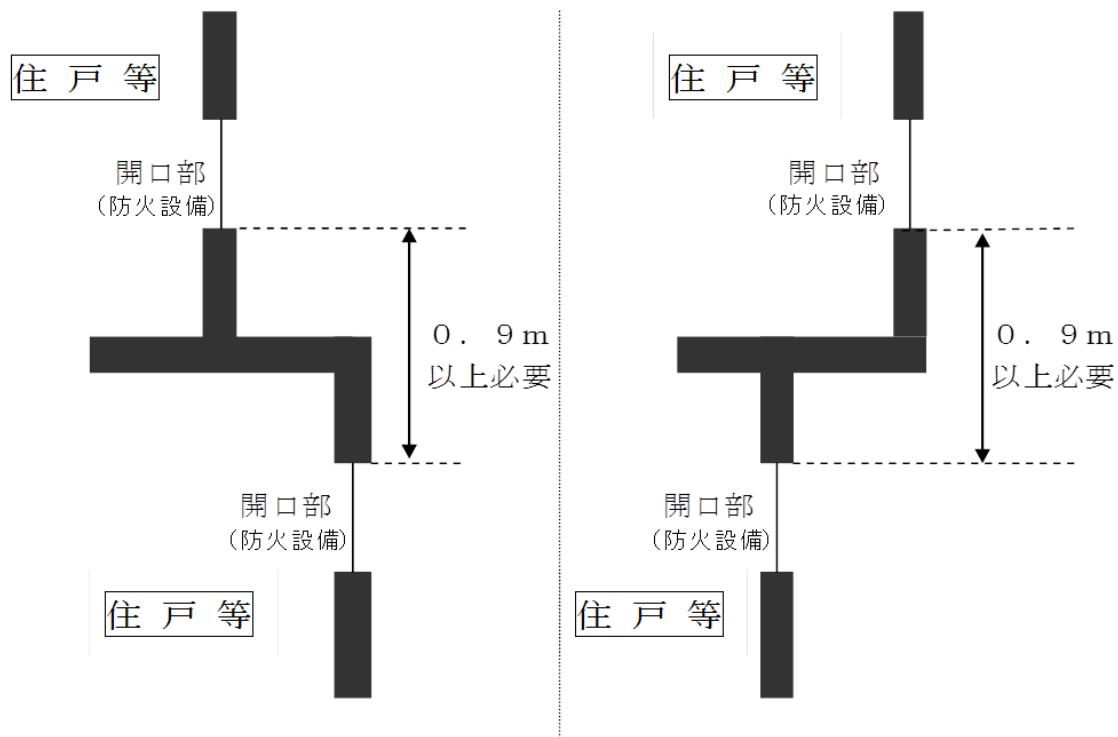
エ 上下に位置する住戸等の場合 (防火設備不要) (第3－9図参照)



断面図

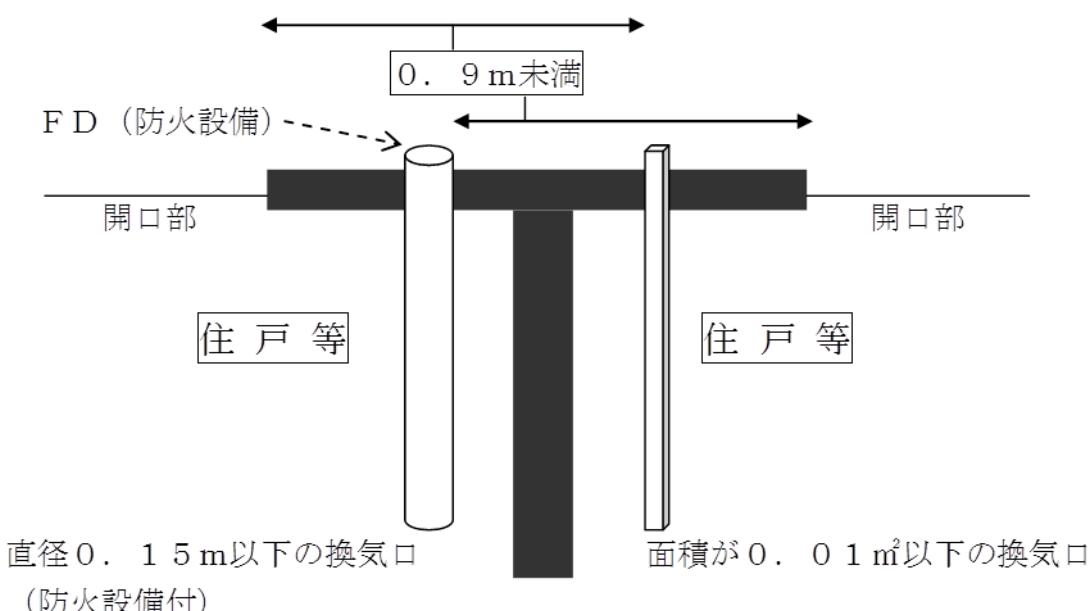
第3－9図

オ 上下に位置する住戸等の場合 (3.6m 未満のため防火設備必要) (第3-10図参照)



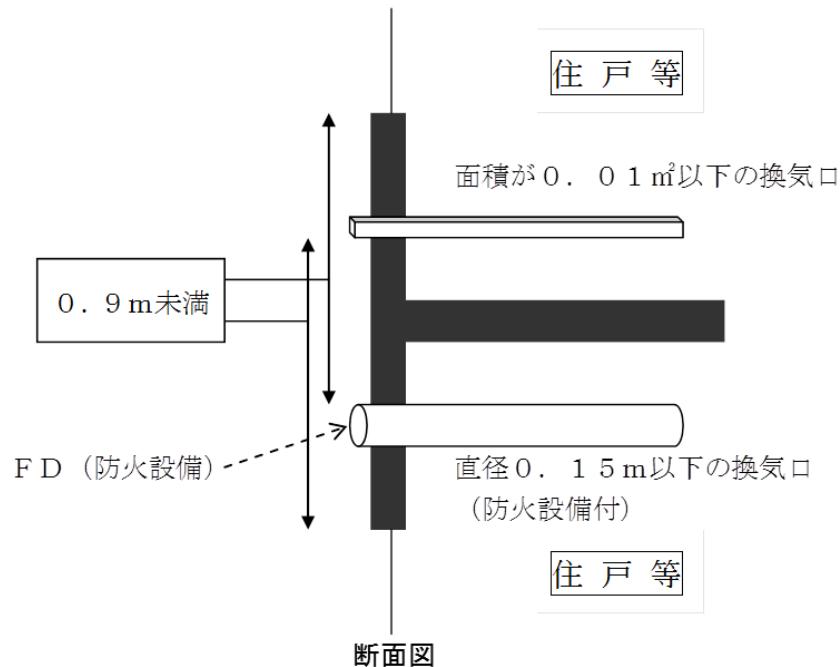
第3-10図

カ 隣接する住戸等の場合 (0.9m 未満の位置に設けることができる開口部) (第3-11図参照)



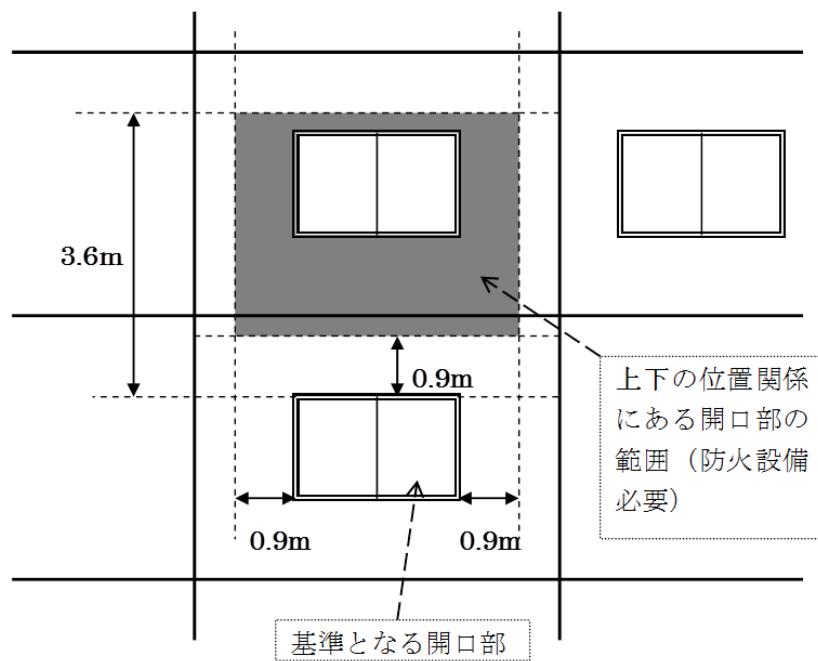
第3-11図

キ 上下に位置する住戸等の場合 (0.9m 未満の位置に設けることができる開口部) (第3-1 2図参照)



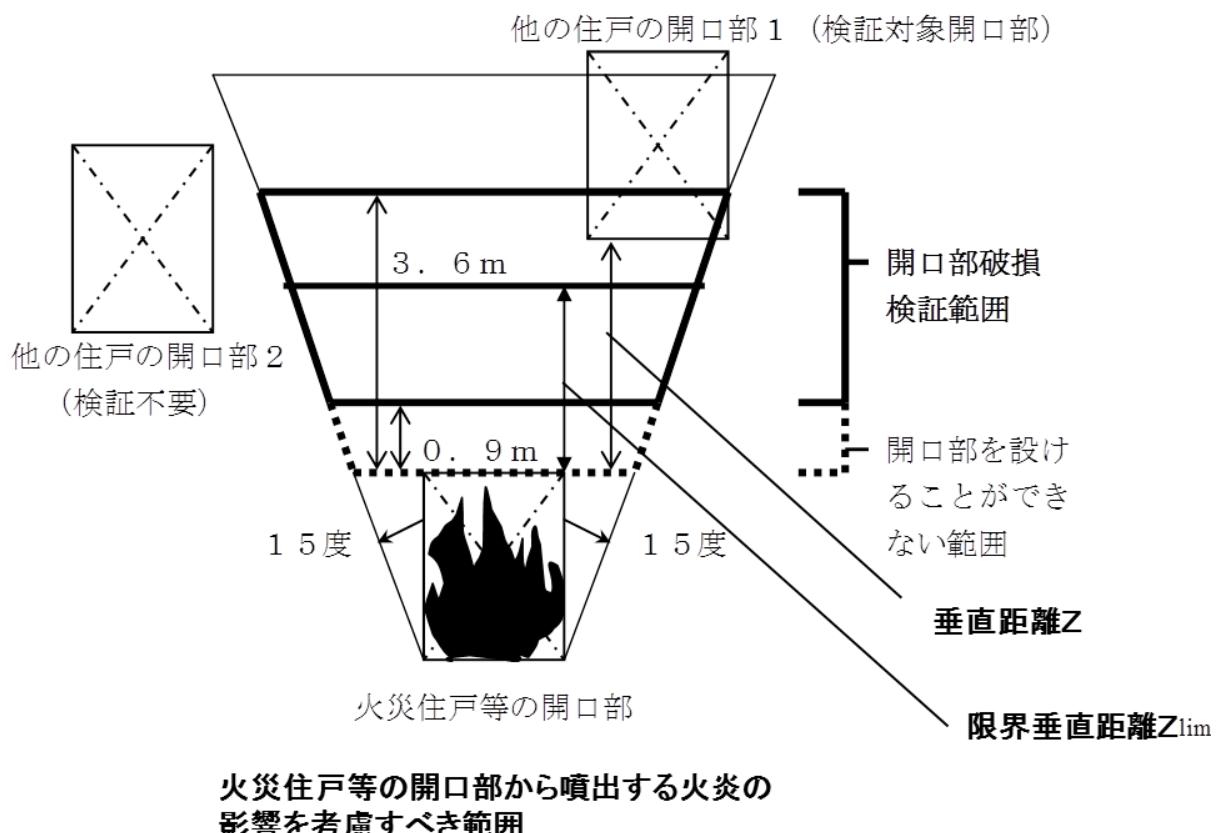
第3-1 2図

- (4) 位置・構造告示第3第3号(2)に規定する、「上下に設けられた開口部」とは、水平方向は開口部の左右両端より0.9m、垂直方向は開口部の上端より3.6mまでの範囲の開口部をいうものであること。(第3-1 3図参照)



第3-1 3図

- (5) バルコニー等に面する開口部の両端から側方 0.5m 以内となる範囲及び当該開口部の前面から 0.5m 以内となる範囲に避難ハッチを設ける場合、「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」(平成 8 年消防庁告示第 2 号) 第 8 第 5 号の規定に適合するものである場合は、当該部分を含めて耐火構造のひさしとみなすこと。◆②
- (6) 位置・構造告示第 3 第 3 号(2) に規定する、住戸等への延焼防止措置については、住戸等と区画を介して隣接する他の住戸等の開口部が、次に定める基準に適合しているものということ。(第 3-14 図参照) ◆①



第 3-14 図

- ア 火災住戸等の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に 15 度開いた範囲外に存する他の住戸等の開口部には、防火設備を設けないことができる。この場合において、火災住戸等の開口部が、四角形以外の形状（以下「円等」という。）の場合は、当該円等が内接する長方形を当該住戸等の開口部とみなすこと。
- イ 火災住戸等の開口部の最大幅から上方の左右の壁面方向に 15 度開いた範囲内に存する他の住戸等の開口部のうち、開口部相互間の垂直距離が 3.6m 以下の範囲（火災住戸等の開口部の上部 0.9m の範囲を除く。以下「開口部破損検証範囲」という。）については、上下の開口部間の垂直距離 Z が、次の（ア）から（カ）までの手順により求めた限界垂直距離 Z_{lim} より小さい場合に、当該他の住戸等の開口部（第 3-14 図中の開口部 1 をいう。）

に防火設備を設けること。ただし、当該他の住戸等の開口部が換気口等であり、かつ、防火設備が設けられた直径 0.15m 以下のもの又は開口部の面積が 0.01 m²以下のものにあっては、この限りでない。

- (ア) 開口部破損検証範囲にある他の住戸等の開口部の材料の許容温度と周囲の温度との差を次式により求めること。

$$\Delta T = T_{lim} - 293$$

ΔT は、他の住戸等の開口部の材料の許容温度と周囲の温度との差
(単位 K。以下同じ。)

T_{lim} は、他の住戸等の開口部の材料に応じて、次の表により求められる許容温度 (単位 K。以下同じ。)

開口部の材料	T_{lim} (許容温度)
フロートガラス	373K
フロートガラス (飛散防止フィルム貼り)	423K
線入りガラス	673K

※ 開口部の材料として上記以外のガラスを用いる場合の許容温度については、試験データ等により判断すること。

- (イ) 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の等価半径 (当該開口部から噴出する熱気流が影響する一定以上の範囲を円状にみなした場合の半径。以下同じ。) を次式により求めること。

$$r_0 = \sqrt{\frac{A}{2\pi}}$$

r_0 は、火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の等価半径 (単位 m。以下同じ。)
A は、火災住戸等の 1 の開口部の面積 (開口部がサッシ等により連結している場合は、当該開口部を一の開口部として取り扱う。 (単位 m²。以下同じ。))
 π は、円周率。

- (ウ) 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度を次式により求めること。

$$Q = 400A\sqrt{H}$$

Q は、火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流の発熱速度 (単位 kW。以下同じ。)

H は、火災住戸等の一の開口部の高さ (火災住戸等の開口部が円等の場合は、当該円等の最高の高さ。 単位 m。以下同じ。)

- (エ) 火災住戸等の一の開口部から噴出する熱気流軸上における部材許容温度を無次元化

した値 Θ を次式により求めること。

$$\Theta = 16.09 \Delta T r_0^{5/3} / (Q T_{\text{lim}})^{2/3}$$

(才) 開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離 Z_t を Θ の値に従い、次の (a) 又は (b) の式により求めること。

(a) d により求められる Θ の値が 0.35 以下の場合

$$Z_t = \frac{1.05 r_0}{\Theta}$$

Z_t は、開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離 (単位 m。以下同じ。)

(b) d により求められる Θ の値が 0.35 より大きい場合

$$Z_t = \frac{1.93 \times 10^{-3} r_0}{\Theta^7}$$

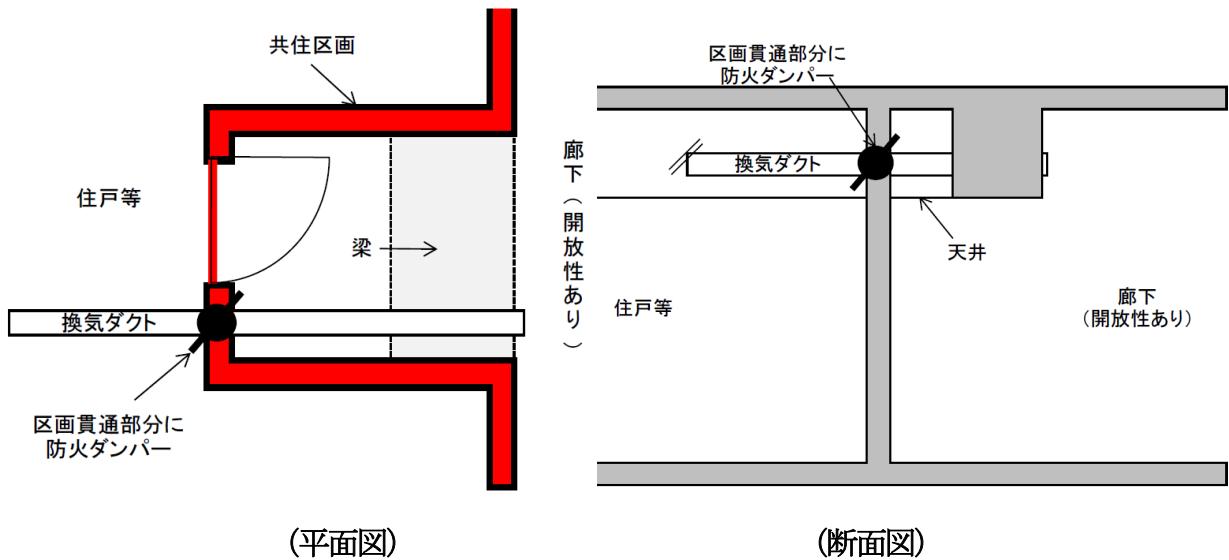
(才) 限界垂直距離 Z_{lim} は、e で求めた開口部の材料の許容温度となる噴出気流の垂直距離 Z_t と次式で求めた火災住戸等の開口部上端からの火炎高さ Z_{Lm} のいずれか大きい方とし、火災住戸等の開口部と他の住戸等の開口部との垂直距離が Z_{lim} より大きい場合、当該他の住戸等の開口部に防火設備を設ける必要はないこと。

$$Z_{Lm} = 2.39 H$$

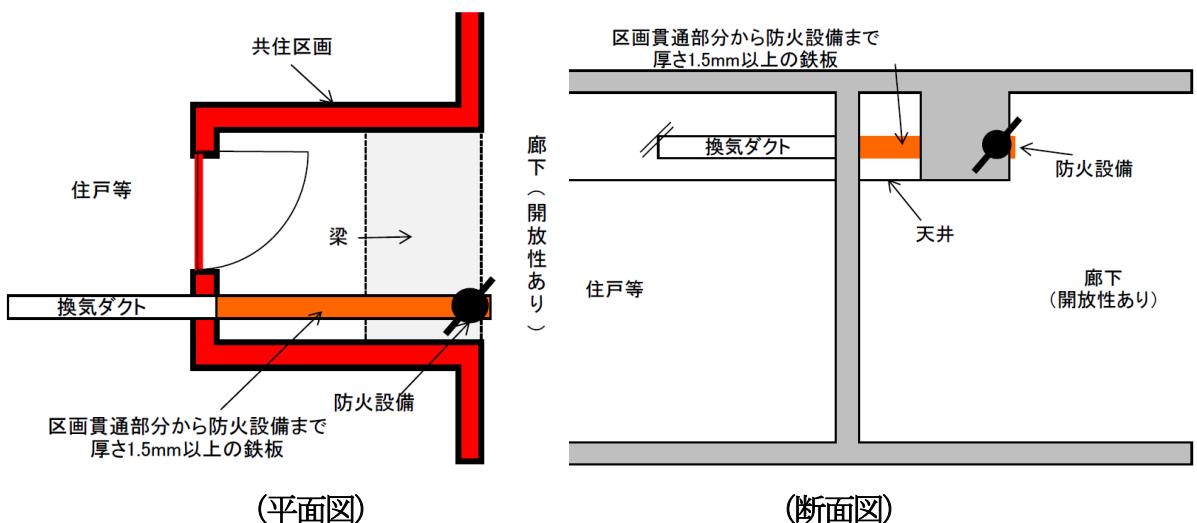
3 住戸等の共用部分に面する開口部

住戸等と共に部分を区画する壁に設ける開口部は、位置・構造告示第3第3号(3)の規定によるほか、次によること。

- (1) 位置・構造告示第3第3号(3)イ(ハ)の「開放性のある共用部分以外の共用部分」とは、IV構造類型告示2開放型特定共同住宅等。(6)の「外気に面しない部分」をいうものであること。
- (2) 電気室、受水槽室等の機械室にあっては、位置・構造告示第3第3号(3)ハの規定によらず、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きの特定防火設備である防火戸である場合は、4m²以下とすることができる。◆②
- (3) 換気口等の風道が住戸等と共に部分を区画する壁を貫通する場合は、当該貫通部分に防火ダンパー等の防火設備を設置すること。(第3-15図)
ただし、やむを得ず当該貫通部分に防火ダンパー等の防火設備を設置することができない場合は、換気口部分に防火設備を設置し、かつ、当該貫通部分から防火設備までに使用する換気口等の風道を厚さ1.5mm以上の鉄板とすること。(第3-16図)



第3－15図

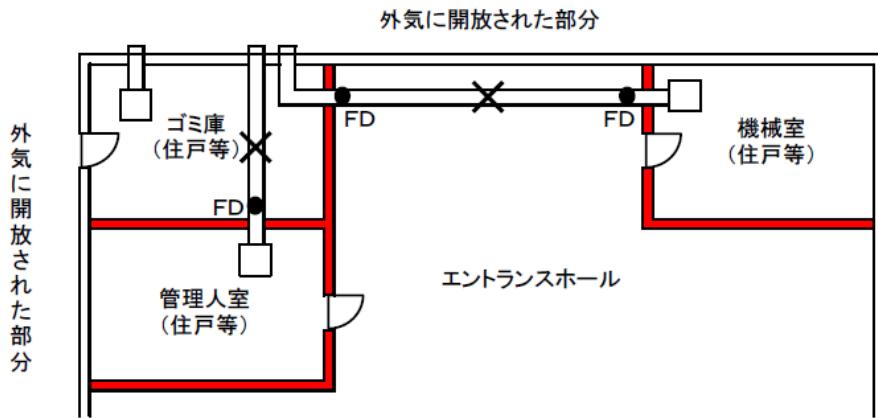


第3－16図

4 住戸等と住戸等を区画する壁

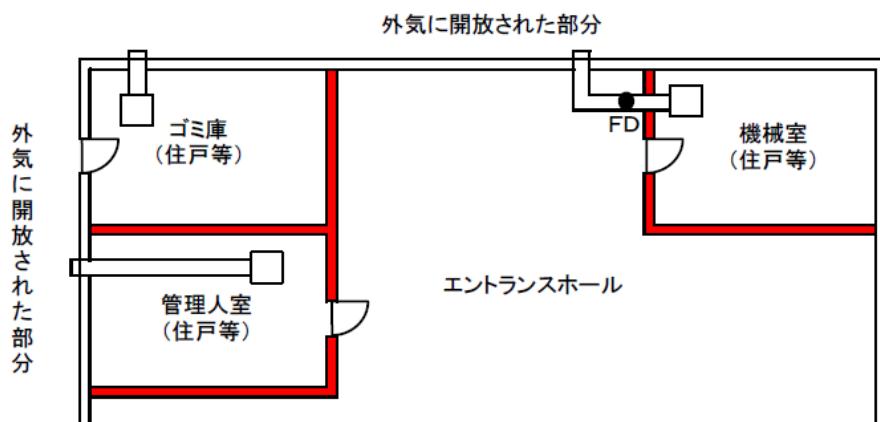
住戸等と住戸等を区画する壁には、開口部（換気口等）を設けることはできないものであること。

したがって、換気口等の風道が、住戸等から共用部分を経て、再び住戸等へ貫通する施工方法は、認められないものであること。（第3－17図及び第3－18図参照）



住戸等(管理人室)と住戸等(ゴミ庫)の壁に開口部(換気口等)を設けることとなるため、防火ダンパー等の防火設備を設置しても、換気口等の設置は認められない。また、住戸等(機械室)から共用部分を経て、また、住戸等(ゴミ庫)へ貫通するものも認めることはできない。

第3－17図 (認められない設置例)



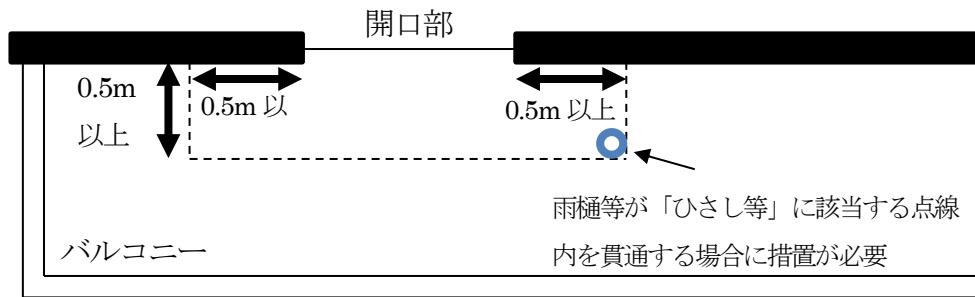
外気に開放された部分又は共用部分を介した換気口等の風道ルートであるため、設置することができる。

第3－18図 (認められる設置例)

5 住宅等の床又は壁を貫通する配管等

住宅等の床又は壁を貫通する配管等は、位置・構造告示第3第3号(4)の規定によるほか、次によること。

- (1) 位置・構造告示第3第3号(2)に基づく「ひさし等」として設けられたバルコニーにおいて、配管（雨樋等）が住戸等の開口部から50cm以内の範囲を貫通する場合は、以下のいずれかによること。（第3-18-1図参照）
 - ア 不燃材料とすること。
 - イ 位置・構造告示第3第3号(2)ただし書きによる場合を除き、第3第3号(4)(ニを除く。)の規定の例によること。

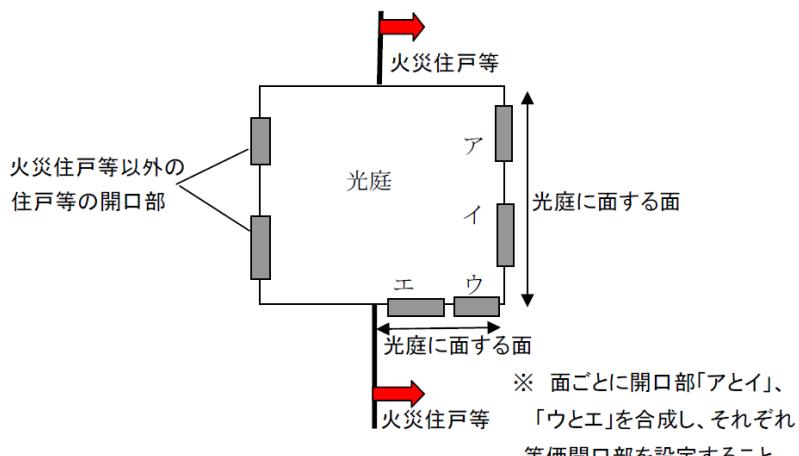


第3－18－1図 (ひさし等を貫通する配管の防火措置)

- (2) 耐火構造の床又は壁に、電線管（CD管又はPF管に限る。）が2m以上打ち込まれている場合は、位置・構造告示第3第3号(4)ホの規定に適合しているものとして取扱うことができる。
- (3) 位置・構造告示第3第3号(4)への「配管等には、その表面に可燃物が接觸しないような措置を講じること。」とは、配管等と可燃物との間に15cm以上の距離を保つことをいうものであること。
- また、「当該配管等に可燃物が接觸しても発火するおそれがないと認められる場合」とは、配管等の表面に可燃物が接觸した場合に、熱伝導により発火する事がないもの又は発火する事がないように、厚さ50mm以上の金属以外の不燃材料（ロックウール等）で被覆等の措置を講じること等をいう。

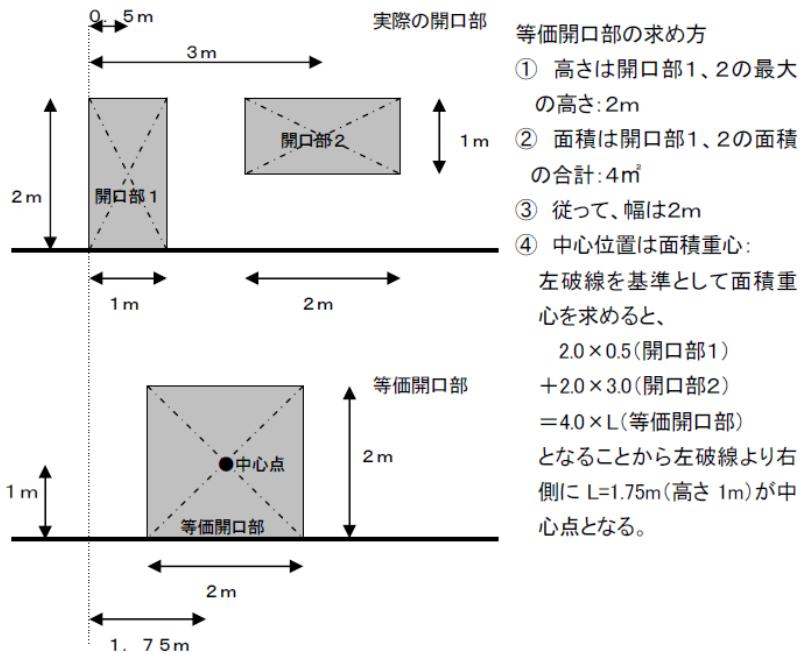
6 特定光庭の基準等

- (1) 等価開口部◆①
- ア 等価開口部の高さは、一の住戸等の光庭に面するすべての開口部のうち最大の高さであること。
- イ 等価開口部の面積は、一の住戸等の光庭に面するすべての開口部の合計面積であること。
- ウ 等価開口部の幅は、「等価開口部の面積」を「等価開口部の高さ」で除した値であること。
- エ 火災住戸等の光庭に面する開口部が複数の面に設けられている場合は、同一面に設けられる開口部ごとに等価開口部を設定し、受熱量を求め合計すること。（第3－19図参照）

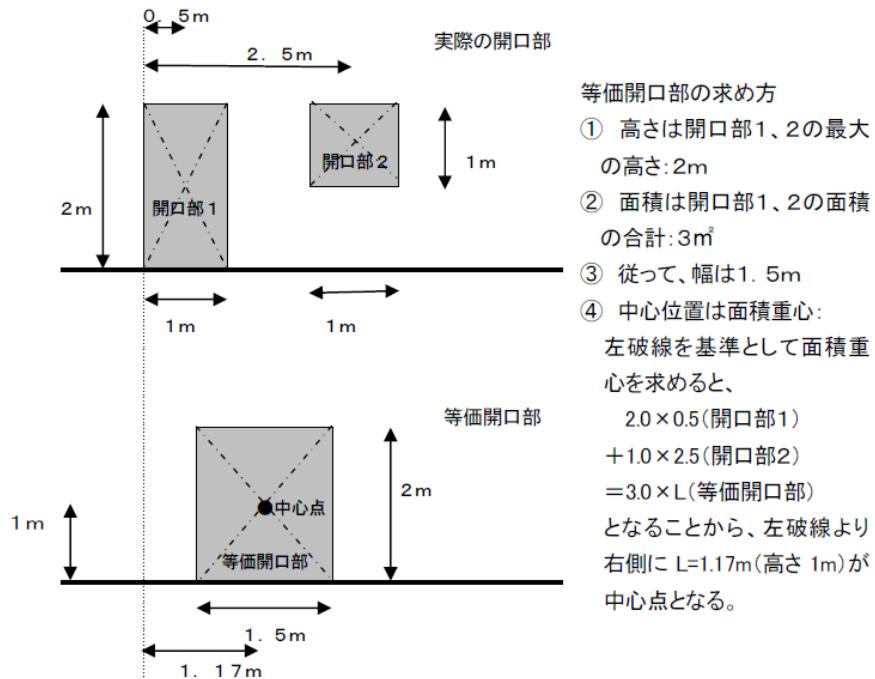


第3－19図

才 等価開口部の中心点は、複数開口部の面積重心の位置であること。(第3-20図及び第3-21図参照)



第3-20図



第3-21図

カ 等価開口部から噴出する熱気流（火炎を含む。以下同じ。）の高さは、次式により求めること。

$$L = 1.52H_x$$

L_x : 等価開口部から噴出する熱気流の高さ (単位 m)

H_x : 等価開口部の高さ (単位 m)

キ 等価開口部から噴出する熱気流の面積は、次式により求めること。

$$S = LW$$

S : 等価開口部から噴出する熱気流面積（単位 m^2 。以下同じ。）

W : 等価開口部の幅（単位 m）

ク 受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数は、次式により求めること。（第3-20図参照）

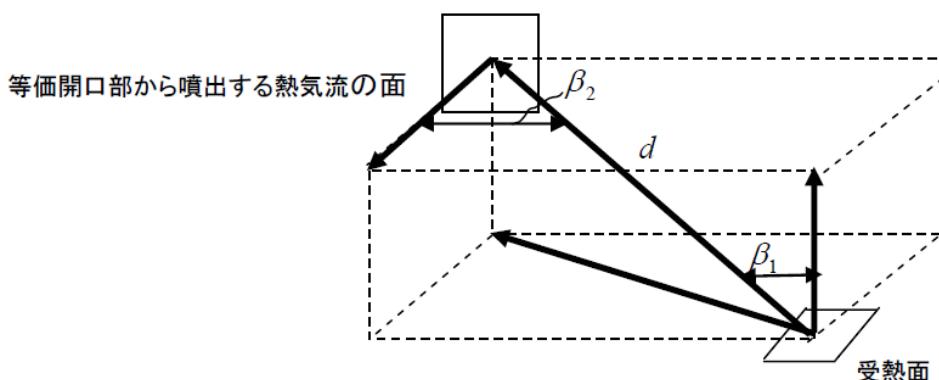
$$F = \frac{\cos\beta_1 \cos\beta_2}{\pi d^2} S$$

F : 受熱面に対する等価開口部から噴出する熱気流の面の形態係数（Fが1を超える場合にあってはF=1とする。以下同じ。）

β_1 及び β_2 : 受熱面及び等価開口部から噴出する熱気流の面から垂直に延びる線と受熱面の中心点と等価開口部から噴出する熱気流の面の中心点を結んだ線のなす角度（ラジアン）

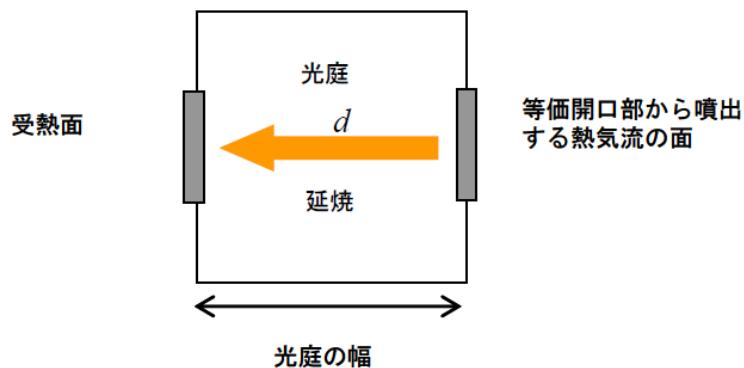
π : 円周率

d : 受熱面及び等価開口部から噴出する熱気流の面の最短距離（単位 m）（第3-20図及び第3-20図参照）



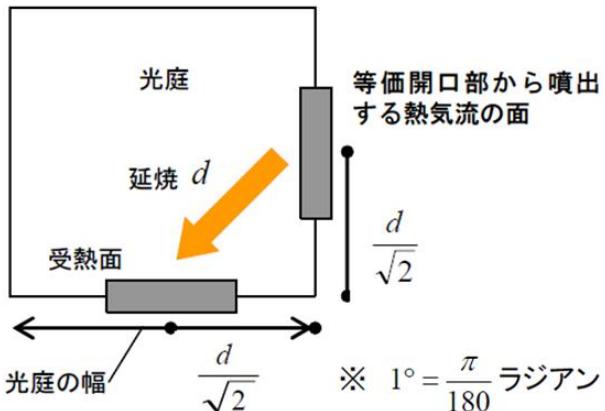
第3-20図

光庭を挟んで「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が正対する場合、 β_1 及び β_2 は0ラジアンとなり、 $F = S / \pi d^2$ （ただし、 $F \leq 1$ ）となる。（第3-23図参照）



第3-23図

「等価開口部から噴出する熱気流の面」と「受熱面」が光庭において直交し、二面が交わった地点から「等価開口部から噴出する熱気流の面」及び「受熱面」が等距離にある場合 β_1 及び β_2 は $\frac{\pi}{4}$ ラジアンとなり、 $F = S / 2\pi d^2$ (ただし、 $F \leq 1$) となる。(第3-24図参照)



第3-24図

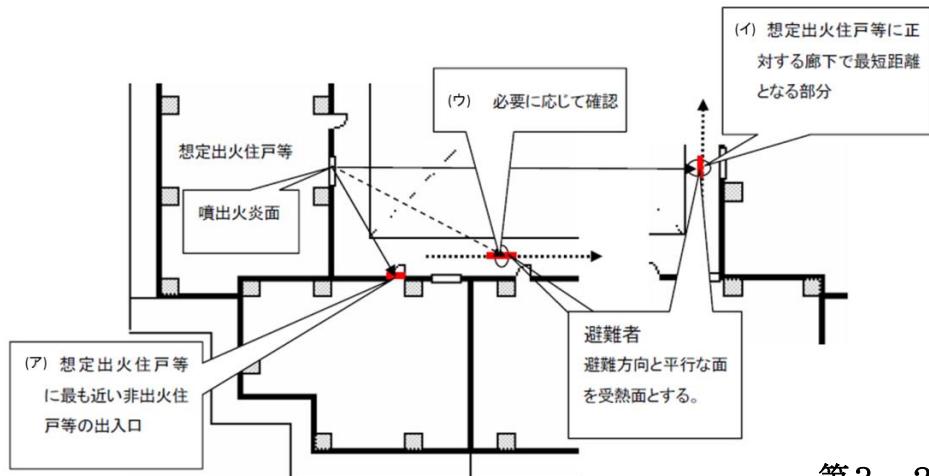
ケ 等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室を経由して避難する者が受ける受熱量は、次式により求めること。

$$q = 100F$$

q : 等価開口部から噴出する熱気流の輻射熱により評価対象住戸等の開口部又は避難光庭に面する廊下及び階段室を経由して避難する者が受ける受熱量 (単位 kW/m²)

コ 位置・構造告示第4第1号(2)イに規定する「避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける熱量」の算定は、前アからキの例によること。なお、この場合において、受熱面(避難する者)の位置は、次の(ア)から(ウ)とすること。(図第5-7参照)

- (ア) 想定出火住戸等の等価開口部に最も近い非出火住戸等の出入口部分
- (イ) 想定出火住戸等の等価開口部に正対する廊下で最短距離となる部分の廊下中央部
- (ウ) 前(ア)及び(イ)の位置における受熱量が3kW/m²に近い値となる場合は、受熱量が大きくなると想定される廊下中央部(第3-25図参照)



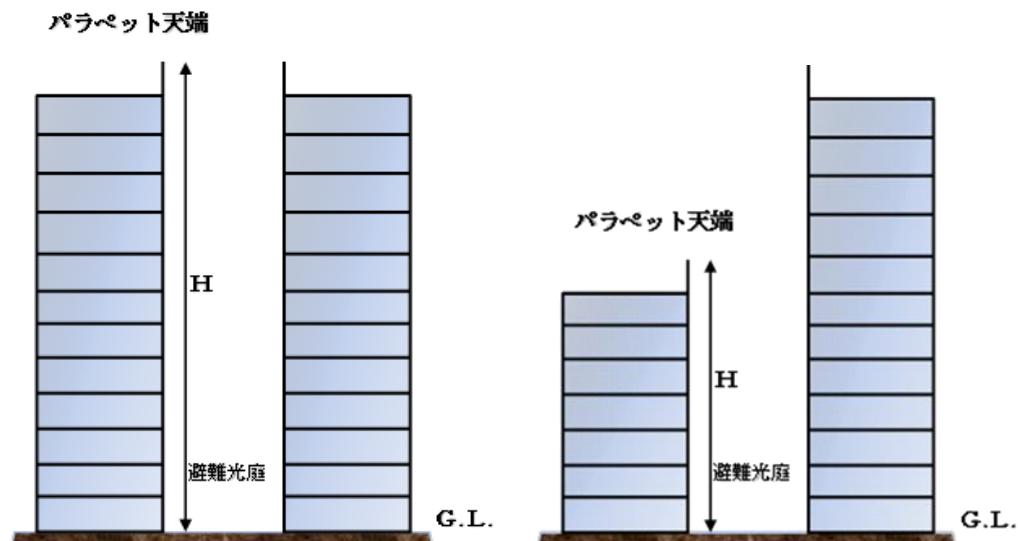
第3-25図

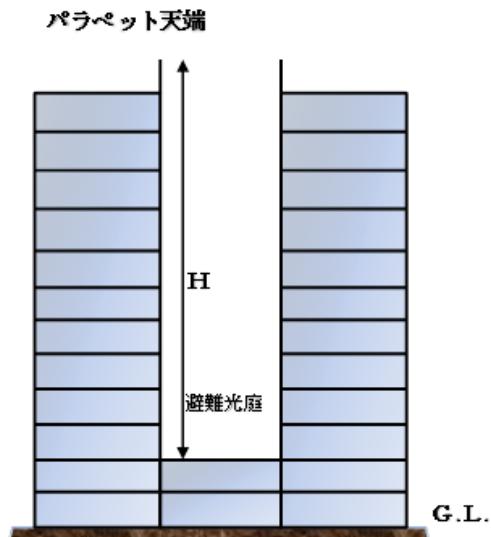
サ 特定光庭に該当しないことの検証にあっては、光庭や光庭に面する住戸等の形態等から、

防火上最も危険な状況が特定できる場合を除き、住戸等のすべての開口部について検証を行う必要があること。◆②

(2) 避難光庭◆①

ア 位置・構造告示第4第1号(2)ロ(イ)に規定する避難光庭の高さは、第3-26図の例により計測すること。

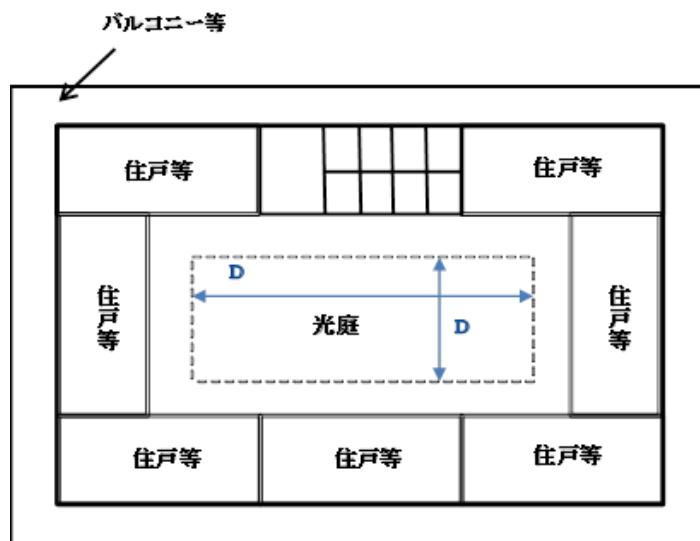




注) パラベット天端の高さが異なる場合には、原則として最も低い部分により計測すること。

第3-26図

イ 位置・構造告示第4第1号(2)口(イ)に規定する避難光庭の幅は、第3-27図の例により計測すること。なお、避難光庭の高さを当該避難光庭の幅で除した値が2.5未満であれば、火災住戸等の開口部から噴出する高温の熱気流が対向壁面にぶつからずに上昇し、避難光庭に滞留せずに外部に排出されるため、同号(2)口(ロ)に規定する煙に対する安全性の検証を要しないとしたものである。したがって、避難光庭の幅は、火災住戸等の開口部の面に対して垂直方向(対向壁面方向)で計測する必要があること。



注) この場合 D は2つあるが、開口部が面している面で、かつ、計算上不利な方で計算を行う。なお、計算上不利なケースが明らかでない場合は、両方の D において計算を行うこと。◆②

第3-27図

ウ 位置・構造告示第4第1号(2)口(ロ)に規定する「火災住戸等のすべての開口部か

ら噴出する煙層の温度」については、次の（ア）から（ウ）までの手順により求めるこ
と。

(ア) 等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度は、次式により求めること。

$$Q_x = 400A_x \sqrt{H_x}$$

Q_x : 等価開口部から噴出する熱気流の発熱速度 (単位 kW)

A_x : 等価開口部の面積 (単位 m²)

H_x : 等価開口部の高さ (単位 m)

(イ) 避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の吸気開口率 (避難光庭の底部
の開口部の比をいう。以下同じ。) は、次式により求めること。

$$r = 100 \frac{S_a}{S_f}$$

r : 避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の吸気開口率
(単位 %)

S_a : 避難光庭の底部に設けられる常時開放された開口部の面積
(単位 m²)

S_f : 避難光庭の頂部に設けられる常時開放された開口部の面積
(単位 m²)

(ウ) 避難光庭における火災住戸等の全ての開口部から噴出する煙層の上昇温度は、次式
により求めること。

$$\Delta T = 2.06a \frac{\frac{2}{Q^{\frac{2}{3}}}}{\frac{5}{D^{\frac{3}{2}}}}$$

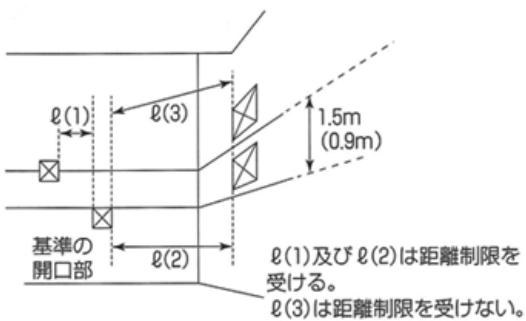
ΔT : 避難光庭における火災住戸等の全ての開口部から噴出する煙層の上昇温度
(単位 K)

a : 次の式により求められる値

$$a = 1.2 + \frac{1.32}{r + 0.66}$$

D : 避難光庭の幅 (単位 m)

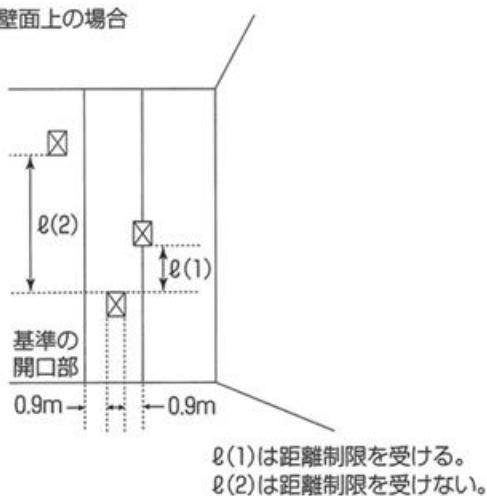
(3) 位置・構造告示第4第2号(2)ロに規定する「異なる住戸等の開口部の相互間の水平距
離」は、第3-28図の例により計測すること。◆①



第3-28図

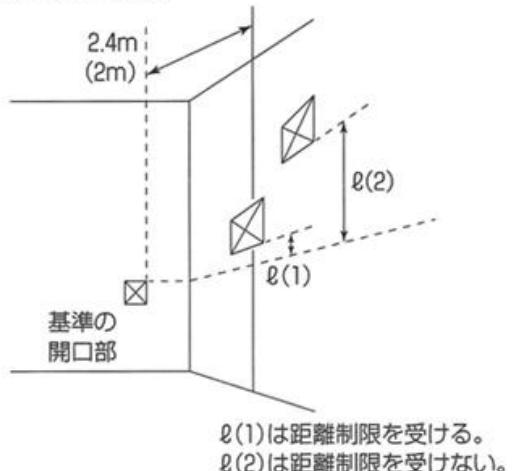
- (4) 位置・構造告示第4第2号(2)ハに規定する「異なる住戸等の開口部の相互間の垂直距離」は、第3-29図及び第3-30図の例により計測すること。◆①

同一壁面上の場合



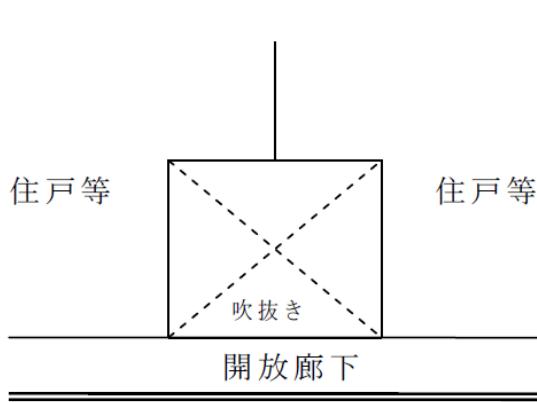
第3-29図

異なる壁面上の場合

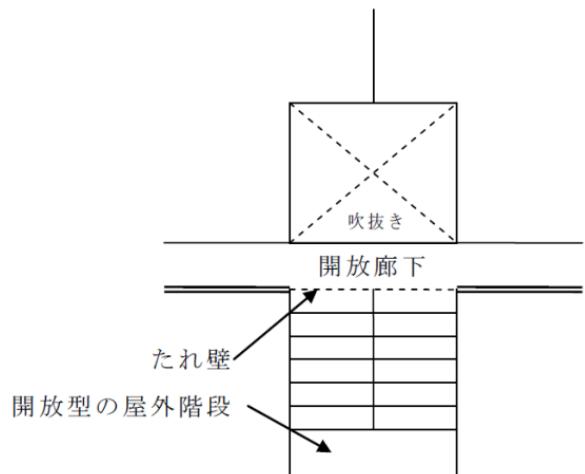


第3-30図

- (5) 第3-31図及び第3-32図に示す開放性を有する廊下又は階段室等に面する吹抜きにあっては、特定光庭には該当しないものであること。この場合において、開放性を有する廊下の手すり等の上端から小梁、たれ壁等の下端までの高さは1m以上必要であること。◆①



第3-3-1図



第3-3-2図

(6) 位置・構造告示第4第2号(3)ロの「防火上有効な措置」とは、次のア及びイの措置をいうものであること。◆①

ア 給湯湯沸設備等は、次に定める基準に適合していること。

- (ア) ガスの消費量が、70kW以下であること。
- (イ) 1の住戸の用に供するものであること。
- (ウ) 密閉式（直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する燃焼方式及びその他室内の空気を汚染するおそれがない燃焼方式をいう。）で、バーナーが隠蔽されていること。
- (エ) 圧力調節器により、バーナーのガス圧が一定であること。
- (オ) 過度に温度が上昇した場合において、自動的に燃焼を停止できる装置及び炎が立消えた場合等において安全を確保できる装置が設けられていること。

イ 給湯湯沸設備等は、次に定める方法により設置すること。

- (ア) 特定光庭から住戸等又は共用部分へ貫通する給湯湯沸設備等の配管は、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部との隙間を不燃材料（建基法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で埋めること。
- (イ) 前（ア）の配管は、金属又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有すること。

(7) その他

位置・構造告示第4第2号に規定する「特定光庭に面する開口部」には、階段室に設けられた開口部は含まれないものであること。◆②

IV 構造類型告示

1 二方向避難型特定共同住宅

(1) 二方向避難の要件

構造類型告示第3の規定によるほか、次によること。

ア 共用室及び管理人室が避難階に存し、かつ就寝を伴わず浴室が組み込まれていない場合は、二以上の異なった避難経路の確保を要しないものであること。◆②

イ 避難上有効なバルコニーとは次によること。◆①②

(ア) 直接外気に開放されていること。

(イ) 避難上支障のない幅員(60cm以上)及び転落防止上有効な高さ(1.1m以上)の手すり等を有していること。

なお、車いす等の避難を考慮した場合80cmから90cm程度の幅員を有していることが望ましいものであること。

(ウ) 他の住戸等の避難上有効なバルコニー又は階段室等に接続していること。

ウ バルコニー等の隔板等は、構造類型告示第3第2号(4)の規定によるほか、次によること。◆②

(ア) 材質を難燃材料とし、容易に破壊できるものであること。

(イ) 大きさは、幅60cm以上、高さ80cm以上であること。

(ウ) 避難器具が設置されている住戸の隔壁等(隣接する住戸側)については、避難器具が設置されている旨を表示すること。★

エ 廊下型特定共同住宅等において、構造類型告示第3第2号(5)の規定に適合する避難経路を確保した場合は、廊下の端部以外の場所に階段室等を設けることができる。◆②

オ 避難経路のうち住戸等における火災時に利用できない部分とは、次に定める部分をいい、第4-1図から第4-5図までに示す。◆①

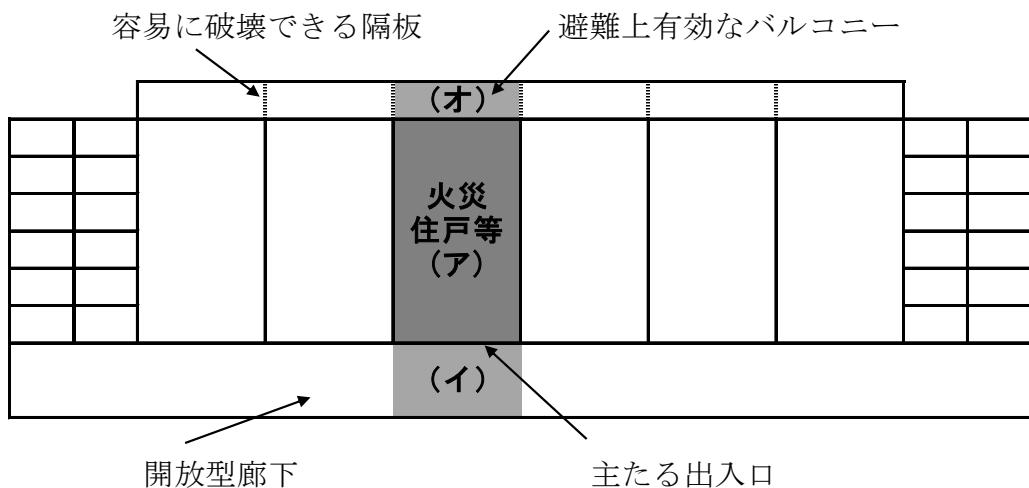
(ア) 火災住戸等

(イ) 構造類型告示第4第2号(1)、(2)及び(4)に示す開放型の廊下の判断基準に適合する廊下にあっては、火災住戸等の主たる出入口が面する火災住戸等の幅員に相当する部分

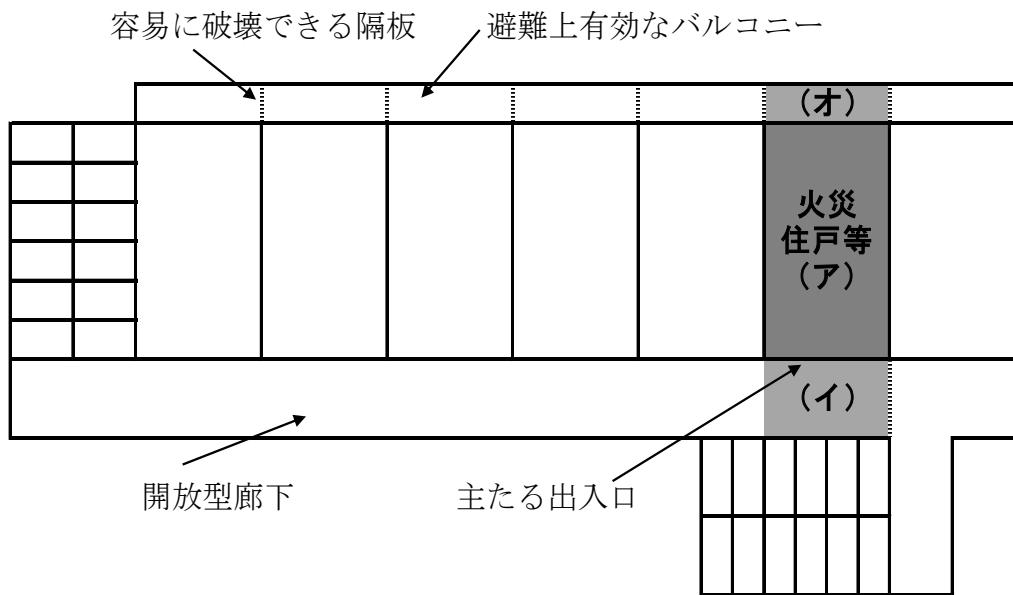
(ウ) 構造類型告示第4第2号(1)、(2)及び(4)に示す開放型の廊下の判断基準に適合しない廊下にあっては、階段室等の出入口から一の住戸等の幅員に相当する部分以外の部分

(エ) 階段室型の特定共同住宅等に存する火災住戸等の主たる出入口が面する階段室等

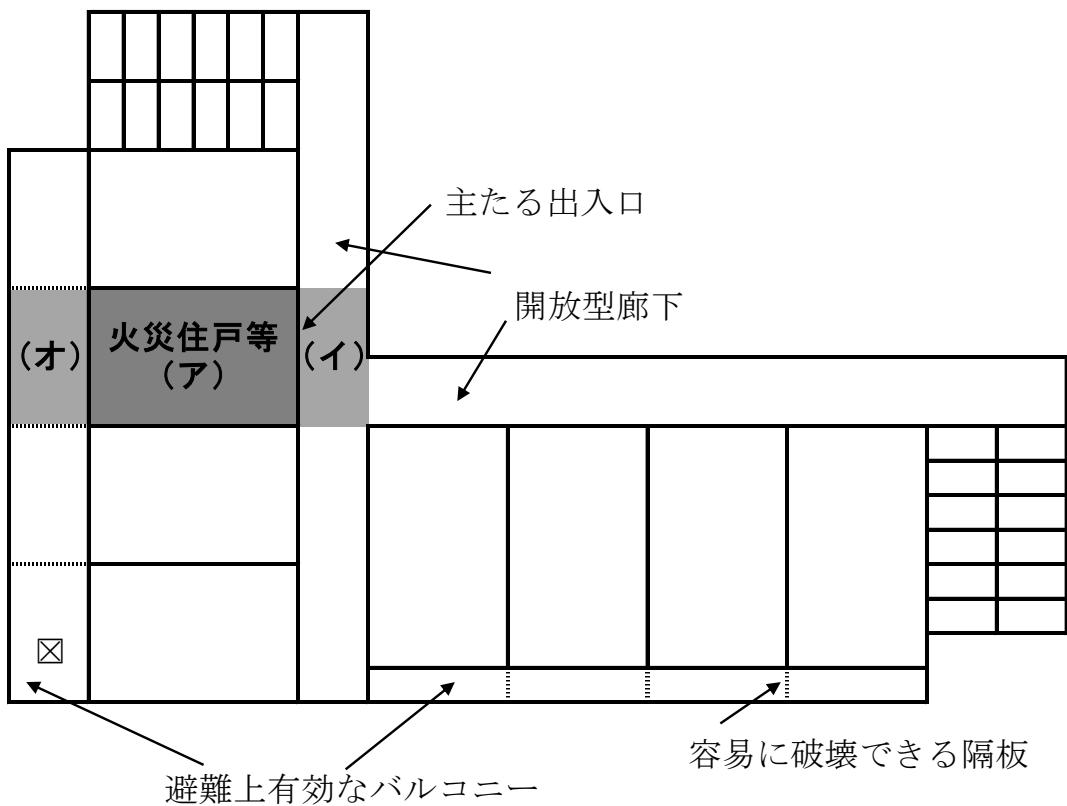
(オ) 火災住戸等のバルコニー



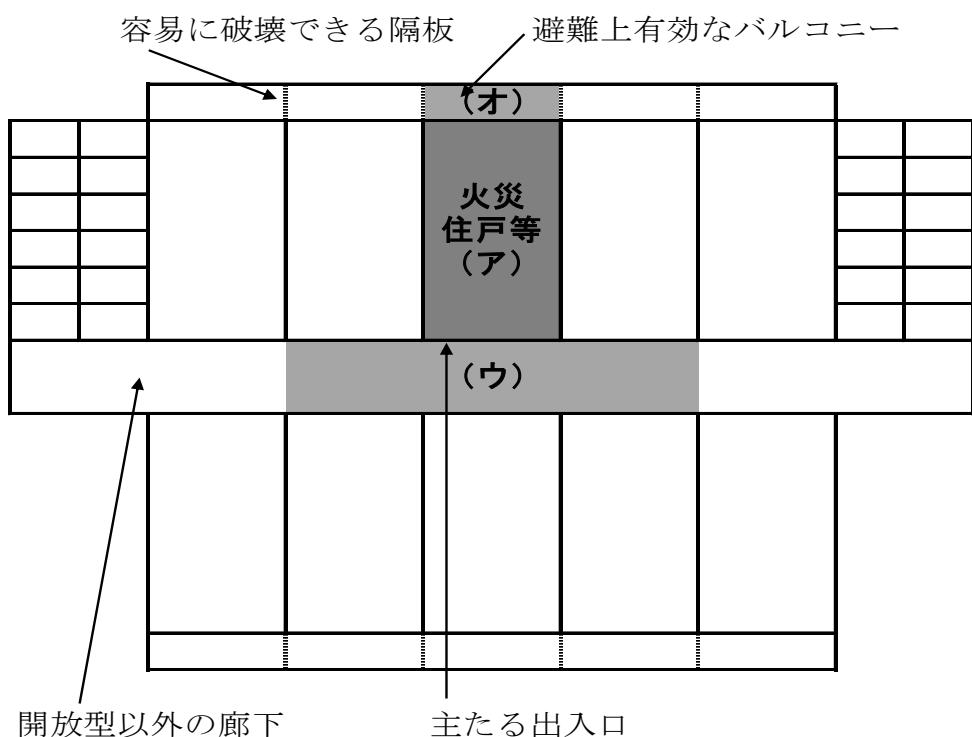
第4－1図 (廊下型特定共同住宅等 (連続したバルコニー、両端に2の階段))



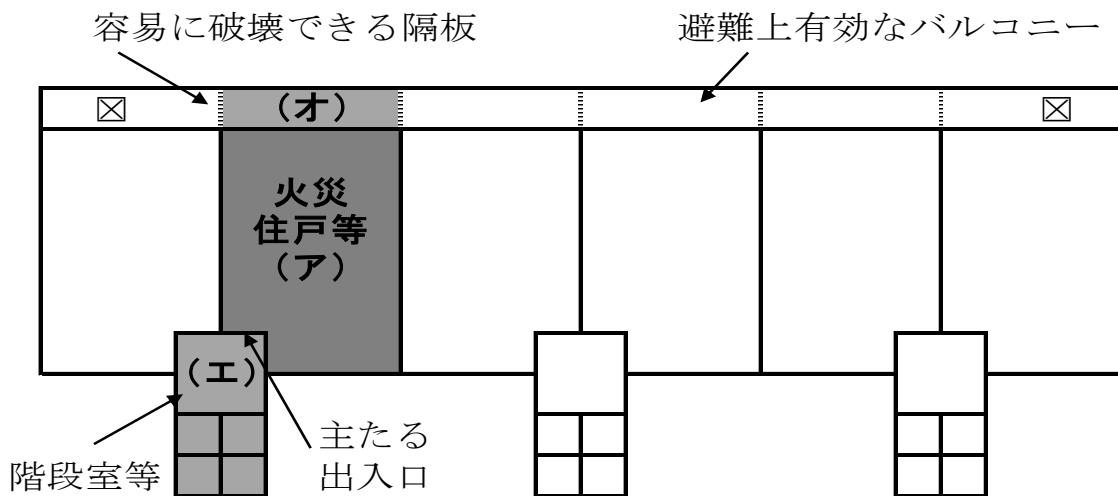
第4－2図 (廊下型特定共同住宅等
(連続したバルコニー、2の階段のうち1が端部に存する場合))



第4-3図 (廊下型特定共同住宅等 (L字型))



第4-4図 (廊下型特定共同住宅等 (中廊下型で連続したバルコニー))



第4-5図 (階段室型特定共同住宅等 (連続したバルコニー))

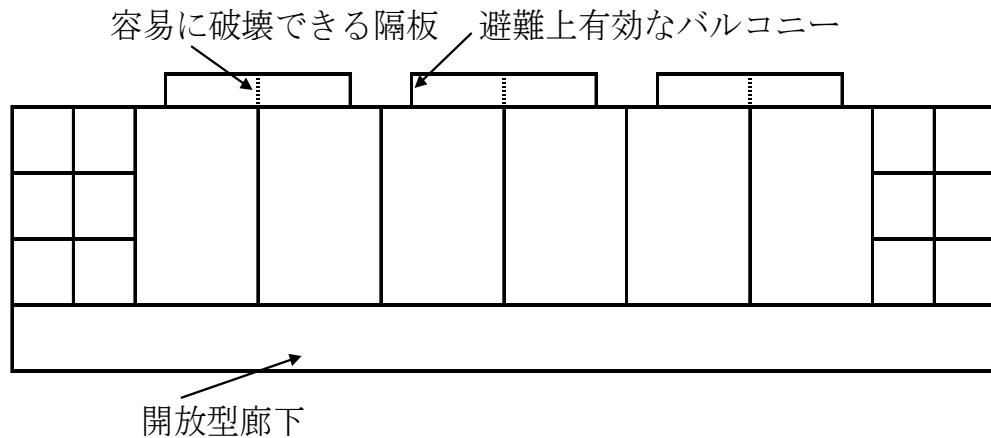
カ メゾネット型の住戸等においては、主たる出入口が共用部分に面して設けられた階以外の階にあっては、室内に設けられた階段等を避難経路の一部とすることができること。◆
 ②

(2) 二方向避難型特定共同住宅等判断例について (第4-6図から第4-16図参照)

団 : 避難器具等

□ : 避難器具等降下場所

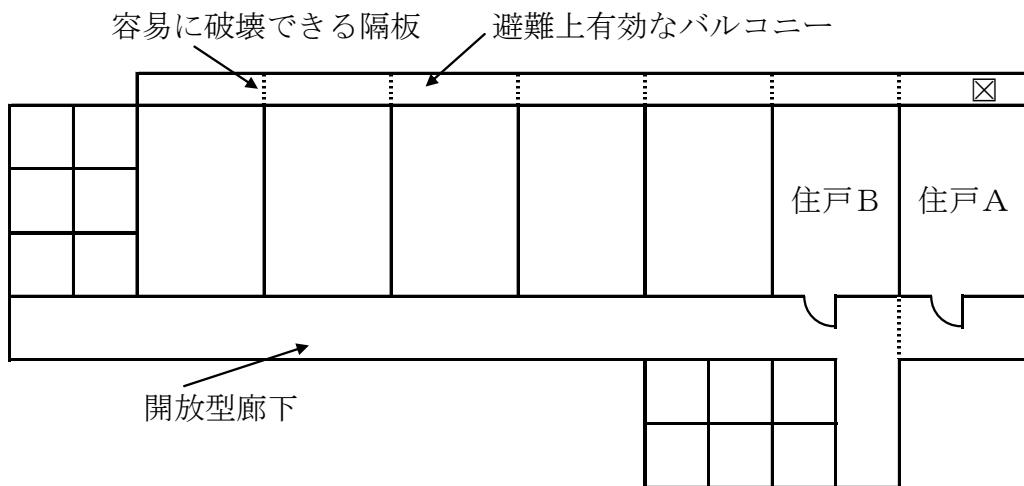
ア 廊下型特定共同住宅等 (部分的に連続したバルコニー、両端に2の階段)



第4-6図

判定： 二方向避難型特定共同住宅等に該当する。

イ 廊下型特定共同住宅等（連続したバルコニー、2の階段のうち1が端部に）

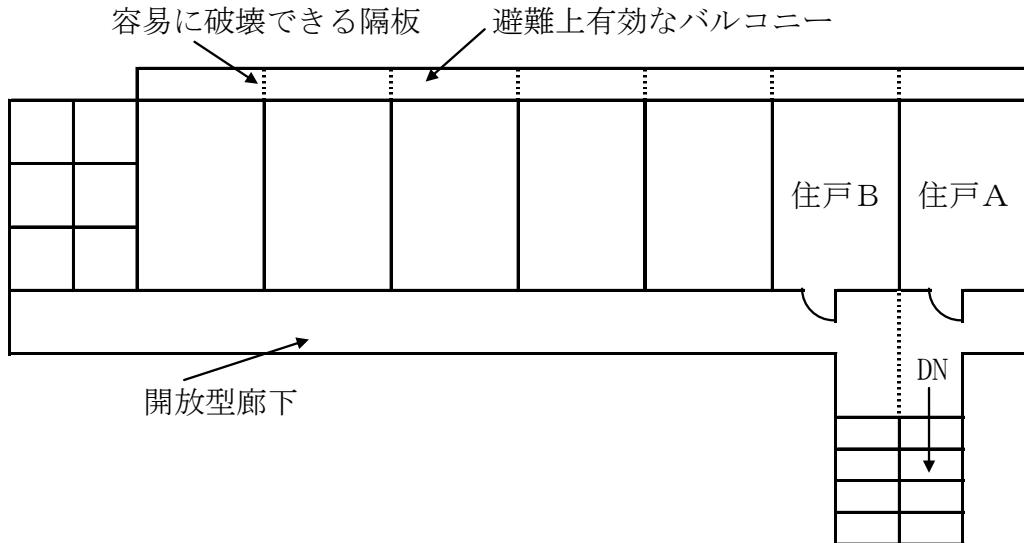


第4-7図

判定： 住戸Bが火災の場合、住戸Bが面する部分が避難経路として利用できない部分となるため、二方向避難型特定共同住宅等に該当しない。

ただし、住戸Aに避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難型特定共同住宅等に該当する。

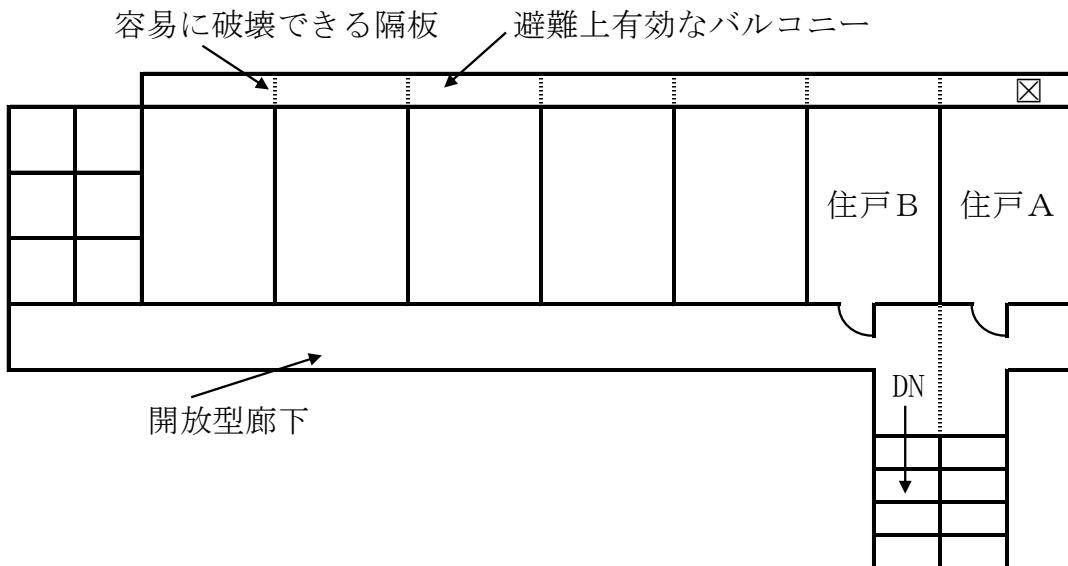
ウ 廊下型特定共同住宅等（連続したバルコニー、2の階段のうち1が端部に）



第4-8図

判定： 二方向避難型特定共同住宅等に該当する。

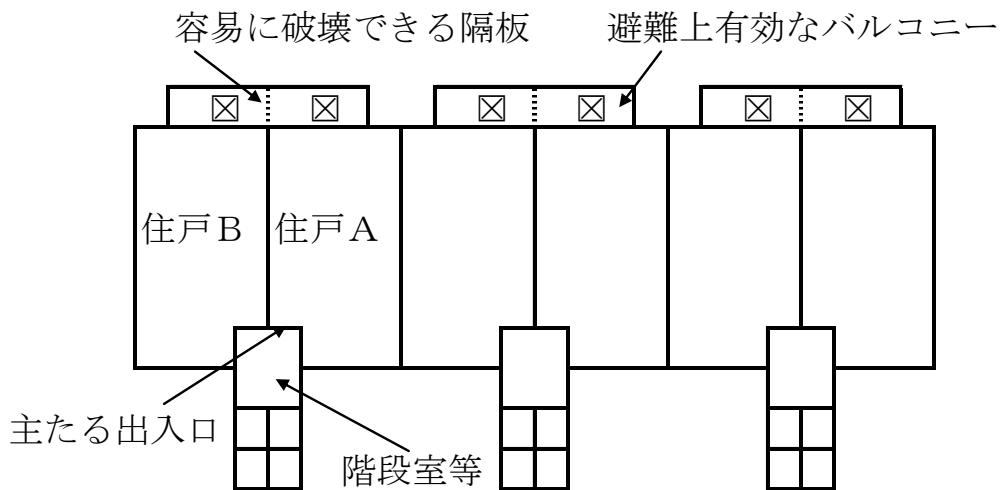
エ 廊下型特定共同住宅等（連続したバルコニー、2の階段のうち1が端部に）



第4-9図

判定： 住戸Bが火災の場合、住戸Bが面する部分が避難経路として利用できない部分となるため、二方向避難型特定共同住宅等に該当しない。ただし、住戸Aに避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難型特定共同住宅等に該当する。

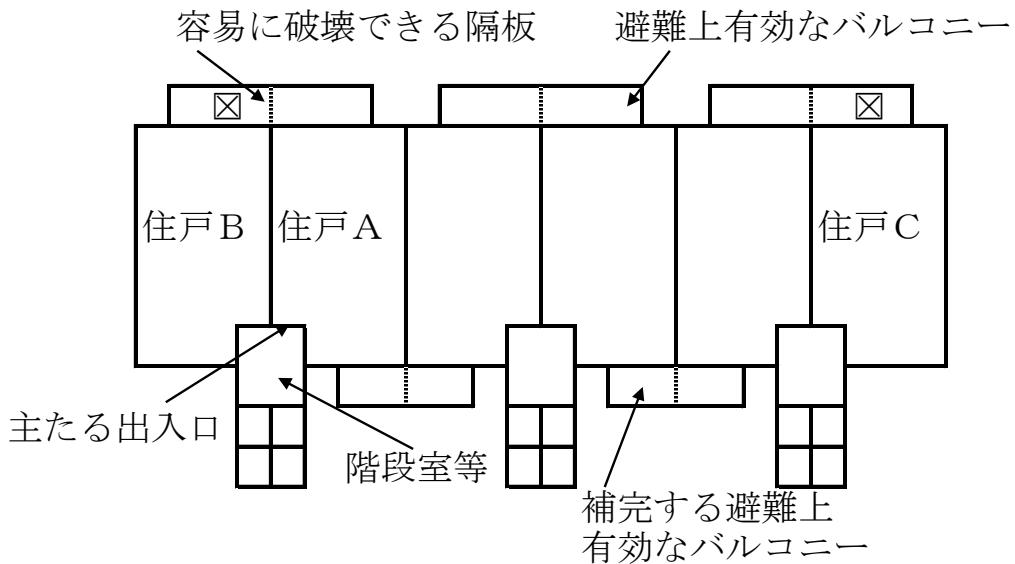
オ 階段室型特定共同住宅等（部分的に連続したバルコニー）



第4-10図

判定： 住戸Aが火災の場合、住戸Aが面する部分が避難経路として利用できない部分となるため、二方向避難型特定共同住宅等に該当しない。ただし、各住戸の各バルコニーに避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難型特定共同住宅等に該当する。

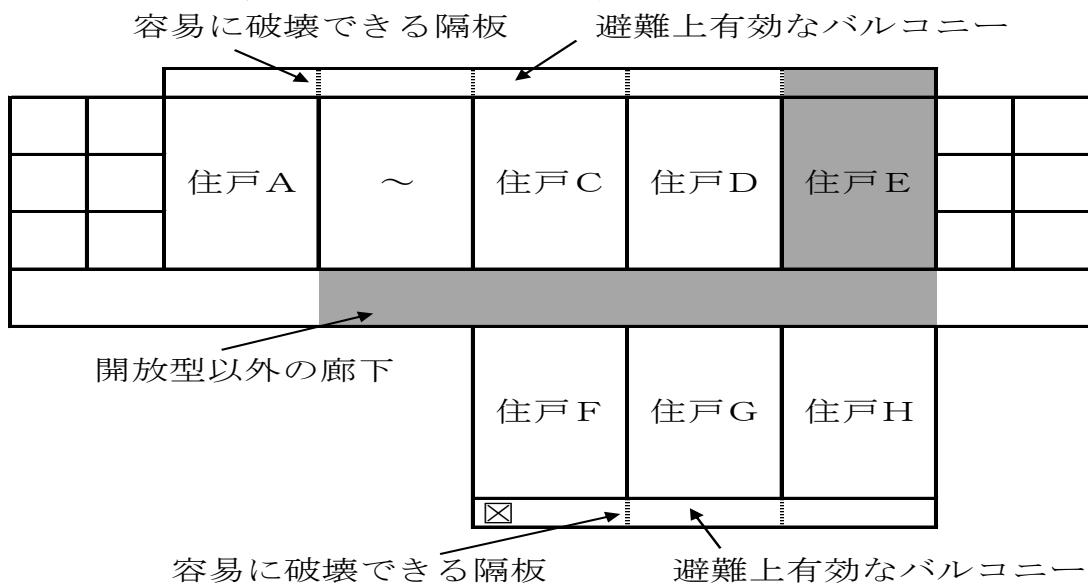
カ 階段室型特定共同住宅等（部分的に連続したバルコニーであるが反対側に経路を補完するバルコニーを併設したもの）



第4-11図

判定： 住戸Aが火災の場合、住戸Aが面する部分が避難経路として利用できない部分となるため、二方向避難型特定共同住宅等に該当しない。ただし、住戸B及び住戸Cの各バルコニーに、避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難型特定共同住宅等に該当する。

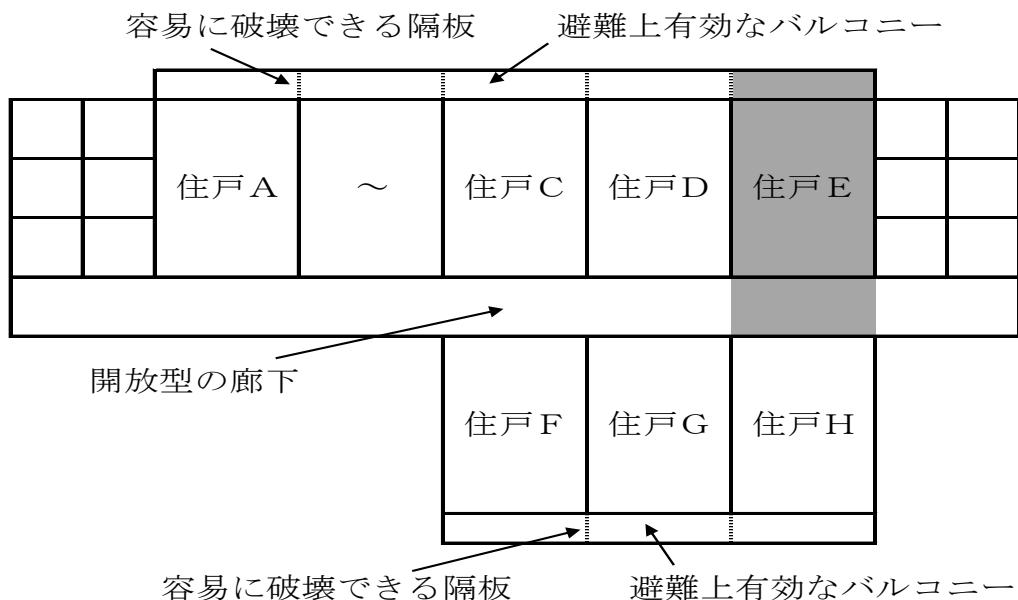
キ 廊下型特定共同住宅等（一部中廊下型で連続したバルコニー）



第4-12図

判定： 住戸E又は住戸Hが火災の場合、住戸Aが面する廊下以外の部分が避難経路として利用できない部分となるため、二方向避難型特定共同住宅等に該当しない。ただし、住戸Fのバルコニーに、避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難型特定共同住宅等に該当する。（例図は住戸Eが火災の場合）

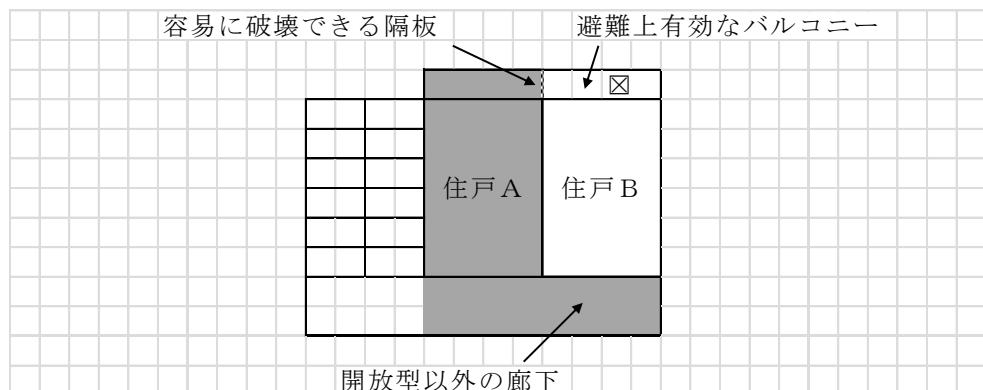
ク 廊下型特定共同住宅等（一部中廊下型で連続したバルコニー・開放型特定共同住宅等）



第4-13図

判定：二方向避難型特定共同住宅等に該当する。

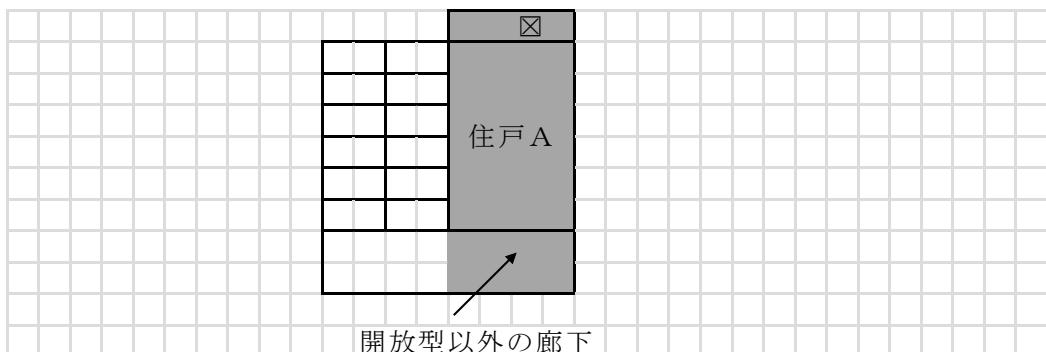
ケ 廊下型特定共同住宅等（連続したバルコニー）



第4-14図

判定：住戸Bにて避難器具等を設けた場合に限り、二方向避難型特定共同住宅等に該当する。

コ 廊下型特定共同住宅等（1住戸）

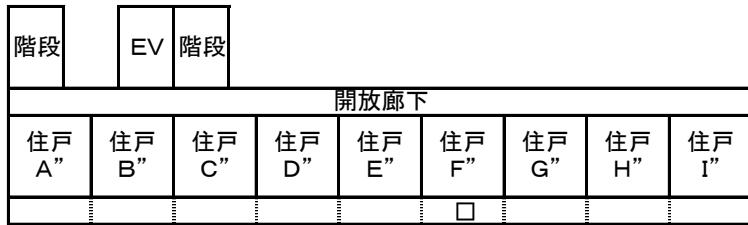
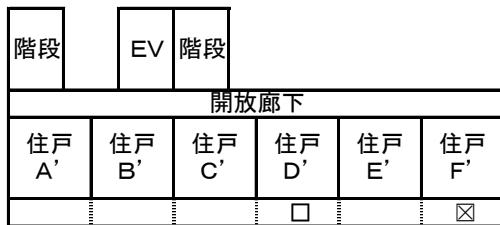
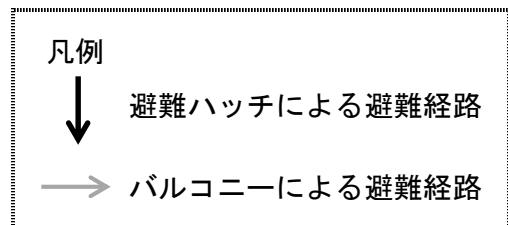
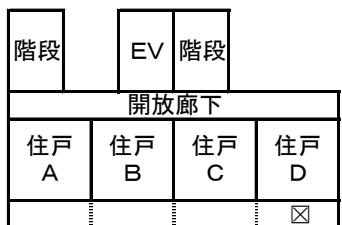


第4-15図

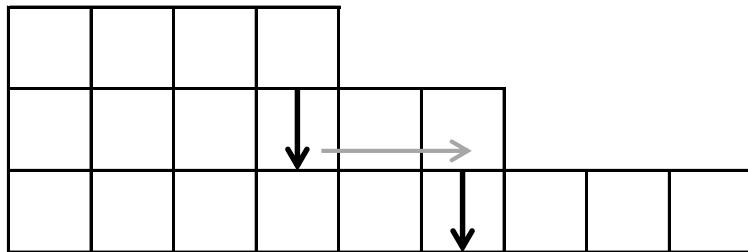
判定：住戸Aに避難器具を設けても、二方向避難型特定共同住宅等に該当しない。

サ 上階がセットバックしている特定共同住宅等

平面図



立面図



第4-16図

判定： 二方向避難型特定共同住宅等に該当する。

なお、バルコニーによる避難経路は、住戸数の制限はないものであること。

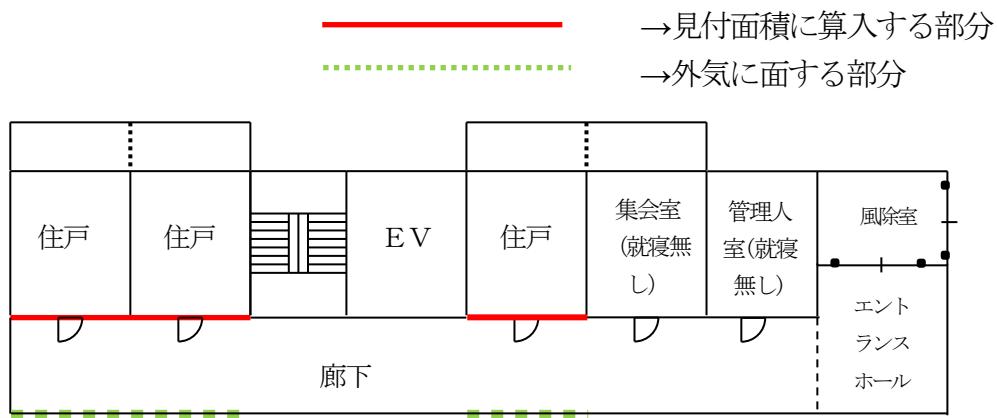
2 開放型特定共同住宅等

構造類型告示第4の規定によるほか、次によること。

(1) 開放性の判定基準

ア 火災が発生した場合に当該住戸等が存する階及びその上階の廊下及び階段室が開放性を有すること。ただし、避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない（以下「就寝無し」という）共用室又は管理人室が面する共用部分は、開放性の検証を要しないこと。

（第4-16-1図参照）◆②



第4-16-1図 (避難階における開放性検証の対象)

イ 住戸、共用室及び管理人室が存しない階については、開放性を有しないことができる。

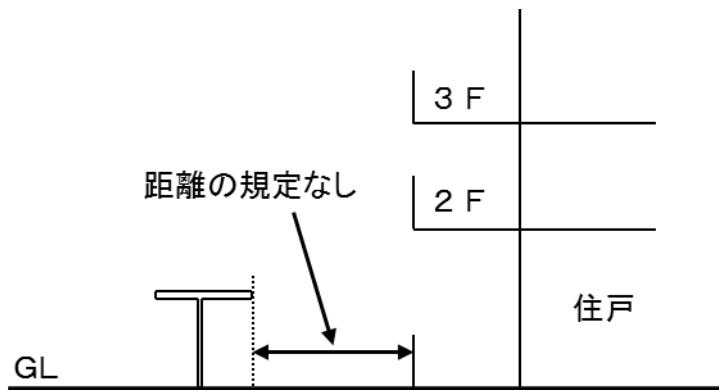
◆②

(2) 隣接建築物等に対する開放性について

ア 廊下の前面に駐輪場、駐車場がある場合の離隔の取扱い（第4-17図から第4-21図参照）★

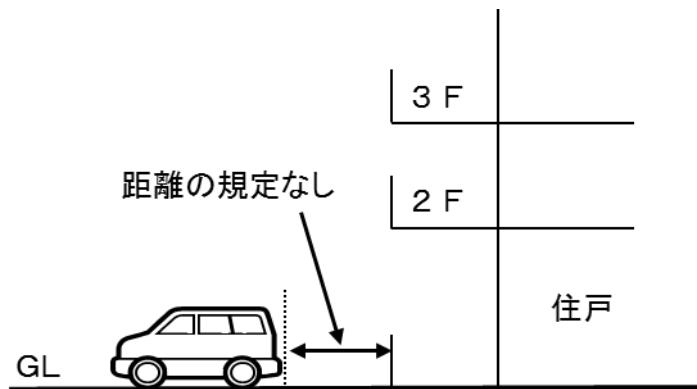
(ア) 離隔の規定を適用しない場合

a 平屋建ての開放性のある駐輪場



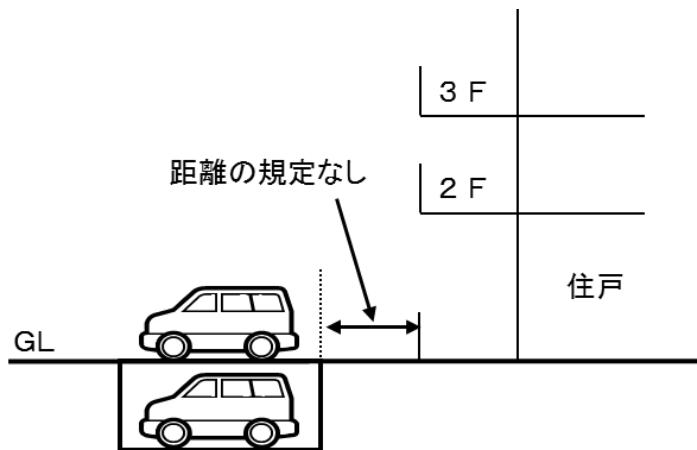
第4-17図

b 平面（青空）駐車場



第4-18図

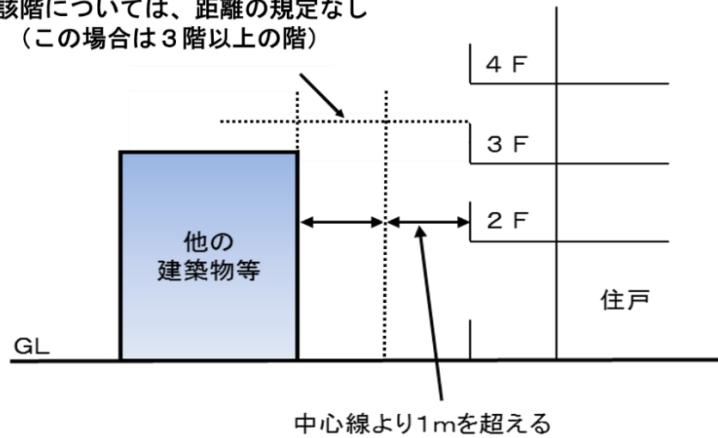
c 地下1段型機械装置



第4-19図

d 他の建築物（高さが廊下又は階段室の手すり等の上端より低い場合）

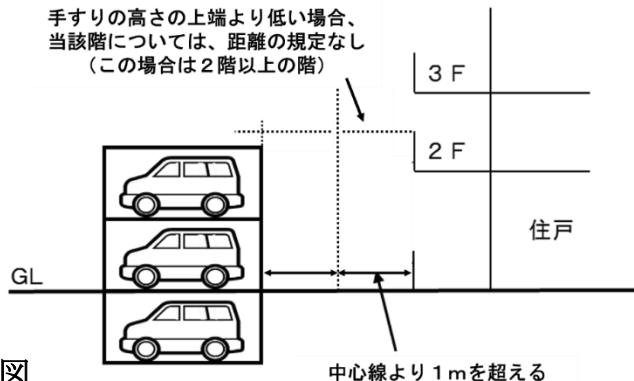
手すりの高さの上端より低い場合、
当該階については、距離の規定なし
(この場合は3階以上の階)



第4-20図

(イ) 離隔の規定を適用する場合

地上2段以上の機械装置



第4-21図

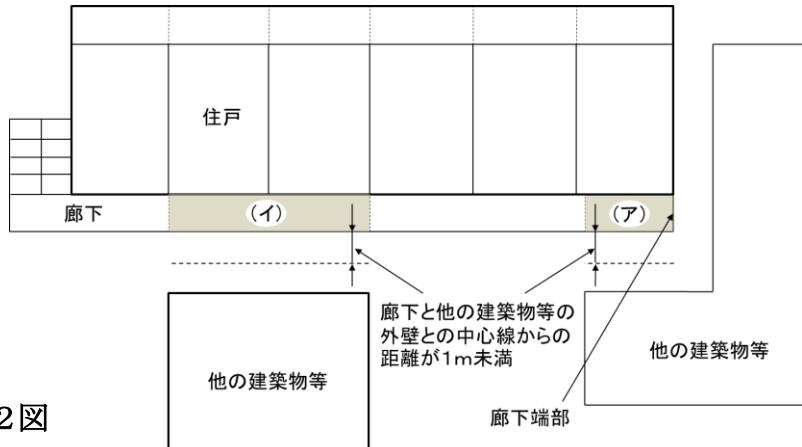
イ 構造類型告示第4第2号(1)の規定により、すべての廊下及び階段室等は「他の建築物等の外壁」との中心線から1m以上離れていることが必要とされているが、同一の特定共同住宅等であっても、廊下及び階段室等に面して当該特定共同住宅等の外壁、駐車場の外壁、擁壁等がある場合は、「他の建築物等の外壁」に準じて取り扱うものであること。◆

①

ウ 特定共同住宅等の同一の階に存する廊下又は階段室等のうちの一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満であるときの取り扱いは、次のとおりとする。適用例を第4-22図に示す。◆①

(ア) 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満である部分が廊下端部を含む場合で、当該部分が構造類型告示第4第2号(4)ロの「外気に面しない部分」とみなしたとき、当該規定を満たせば当該部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満の位置にないものとみなす。

(イ) 隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満である部分が廊下端部を含まない場合で、当該部分を構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)dの「風雨等を遮るために設ける壁等」とみなすか、(7)に定める手順によって、非開放部分を含む廊下全体を同号(4)イ(ロ)の「消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ(床面からの高さ1.8mをいう。)まで煙が降下しないこと」を確認した場合は、当該部分は隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満の位置にないものとみなす。



第4-22図

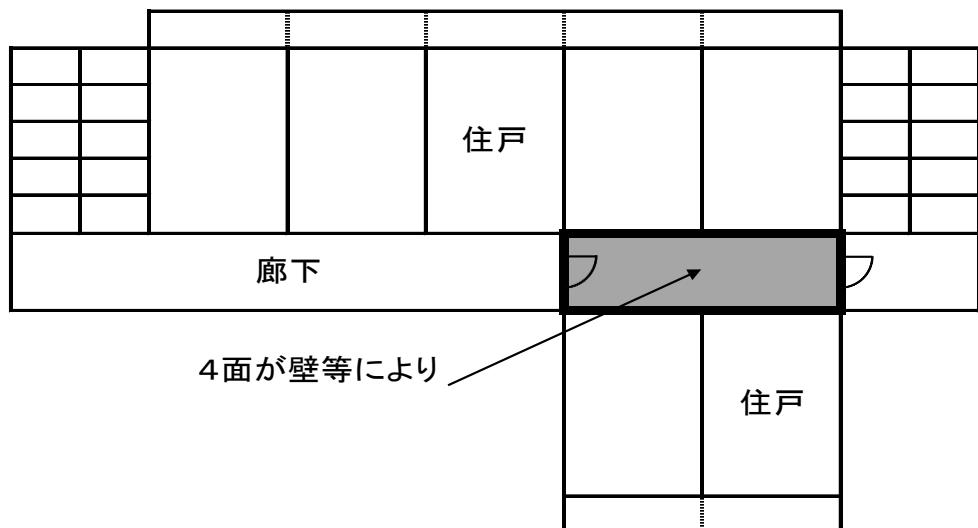
- (3) 直接外気に開放されていないエントランスホール等（以下単に「エントランスホール等」という。）の取り扱いについて◆②

エントランスホール等が避難階に存する場合にあっては、避難階以外の階及びエントランスホール等に面する住戸等（就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室は除く。）から、構造類型告示第4第2号(3)イの規定による避難経路を確保する必要がある。なお、当該避難経路については、構造類型告示第3第2号(5)の規定に適合する避難経路を含むものであること。

- (4) 直接外気に開放されていない廊下又は階段室等の取り扱いについて◆①

ア 廊下型特定共同住宅等

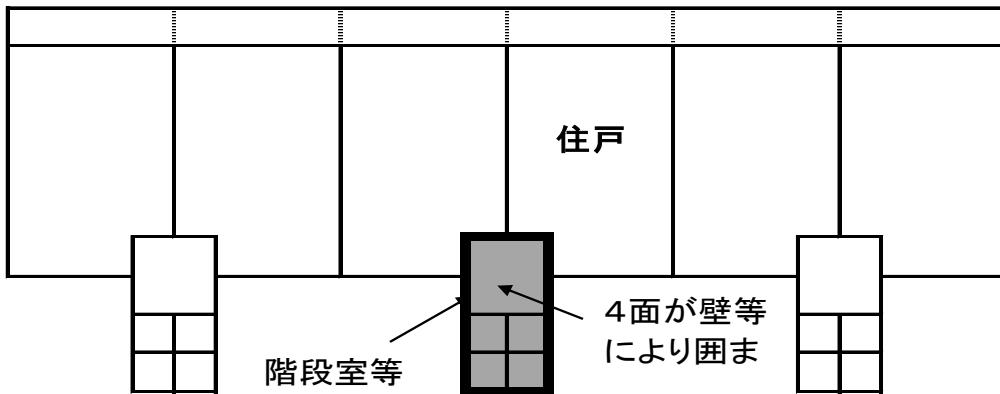
住戸又は共用室の主たる出入口が面する廊下の一部又は全部に周囲の4面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放型特定共同住宅等には該当しないものであること。適用例を第4-23図に示す。



第4-23図

イ 階段室型特定共同住宅等

住戸又は共用室の主たる出入口が面する階段室の一部又は全部に周囲の4面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放型特定共同住宅等には該当しないものであること。適用例を第4-24図に示す。



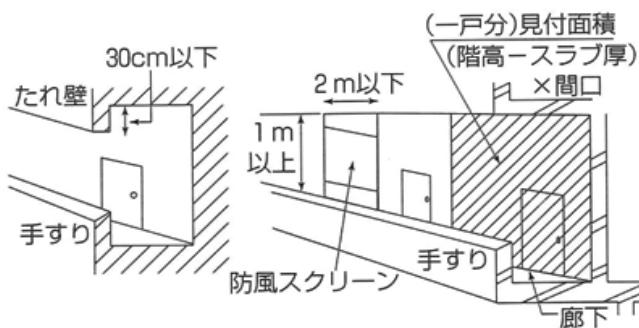
第4-24図

(5) 開放型廊下の判断基準について◆①

構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)の「外気に面する部分」及び「見付面積」として算入する部分については、第4-25図及び第4-26図の例によるほか次によること。

ア 構造類型告示第4第2号(4)イ(イ)aの「廊下の端部に接する垂直面の面積」とは、廊下の両端部の外気に面する部分の面積をいうものであること。また、同号(4)イ(イ)cの「手すり等」には、さく、金網等の開放性のあるもの（ルーバーは除く。以下同じ。）は含まないものであること。

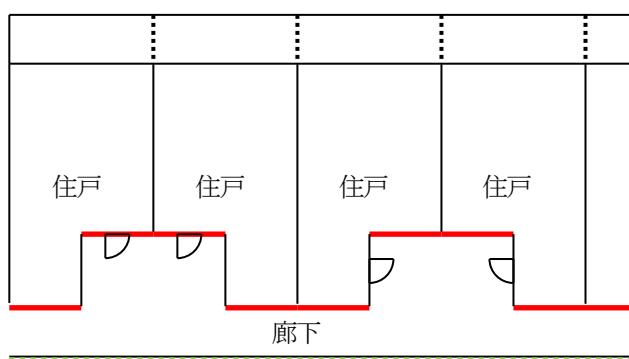
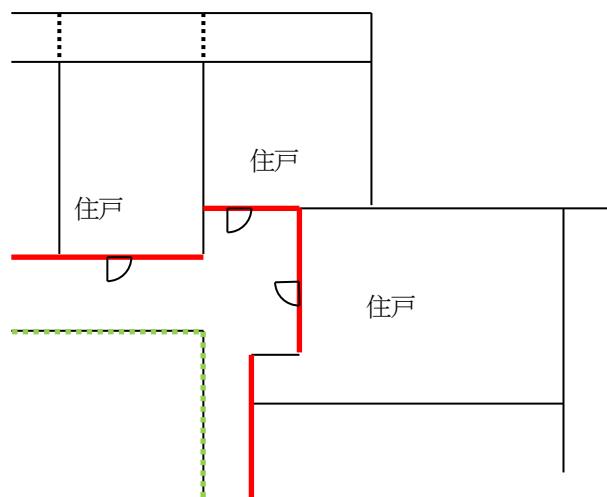
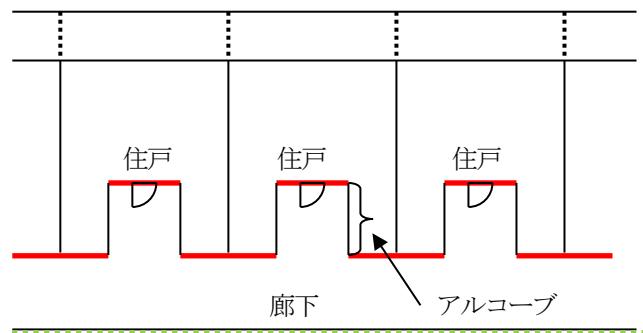
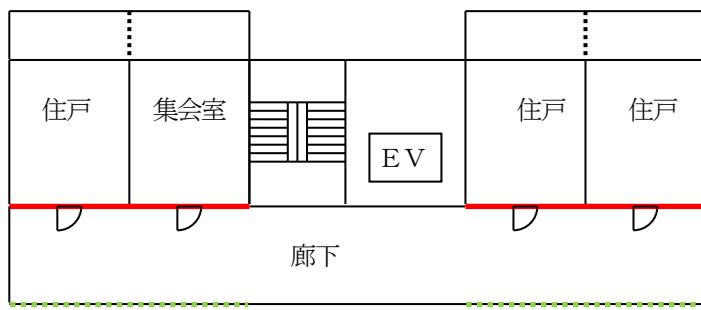
イ さく、金網等の開放性のあるものを設けた場合の開放面積は、当該さく、金網等により閉鎖されている部分の面積を除いた有効面積とすること。★



第4-25図

→見付面積に算入する部分

→外気に面する部分

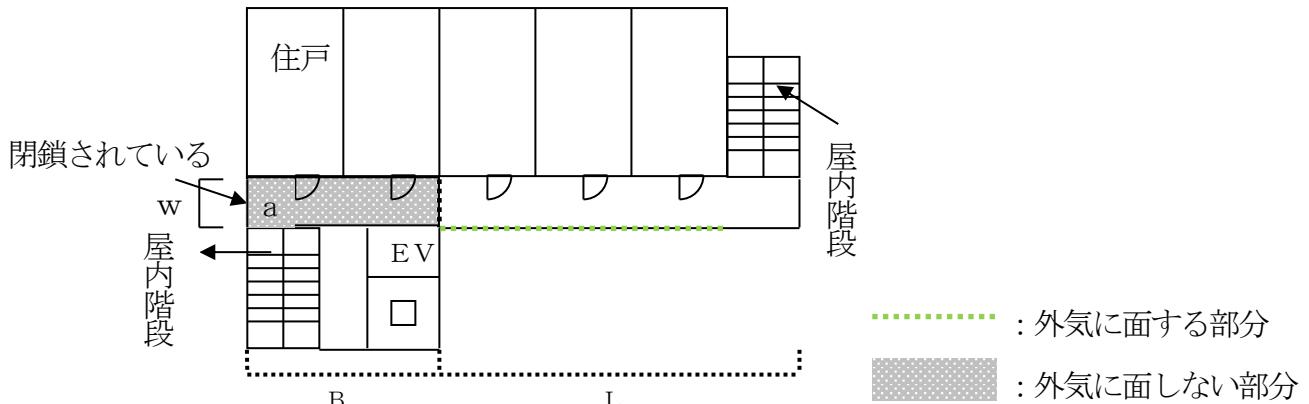


第4-26図

(6) 外気に面しない部分の取扱いについて

ア 構造類型告示第4第2号(4)ロの「外気に面しない部分」とは、特定共同住宅等の同一の階に存する廊下又は階段室等の一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m未満の位置にあるものをいう。

イ 周囲の3面が直接外気につながっていない部分は、次の第4-27図、第4-28図によること。



第4-27図

aが閉鎖されている場合は網掛けの部分が外気に面しない部分に該当する。

ここで、

Wは、外気に面しない部分の幅員（第4-28図において同じ。）

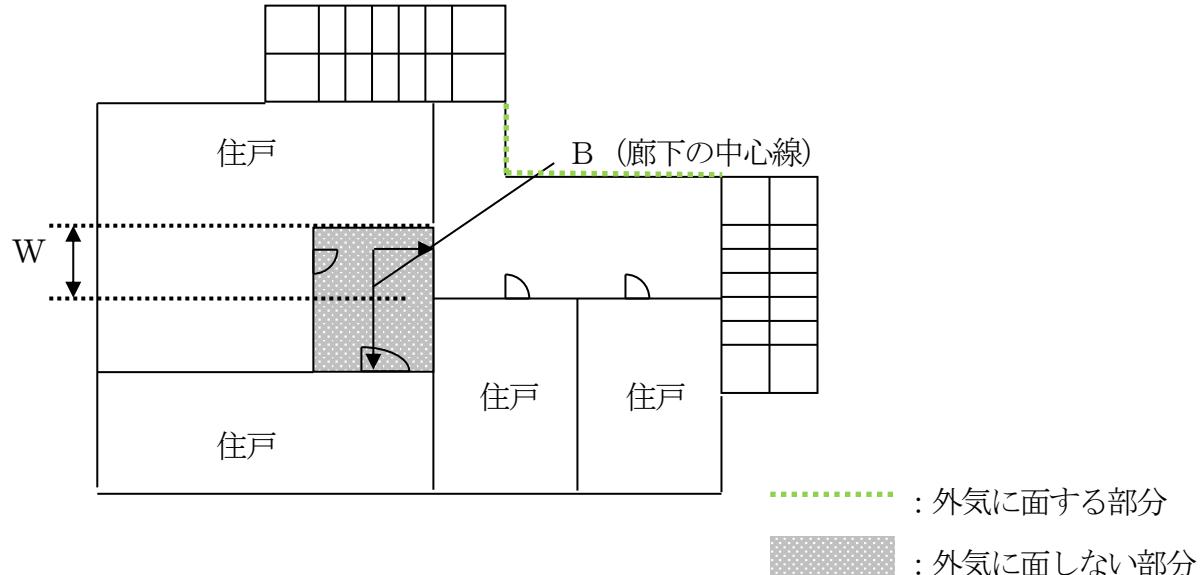
Bは、外気に面しない部分の長さ（第4-28図において同じ。）

また、aに存する開口部が次の（ア）から（ウ）に定める基準のいずれかに適合するときは、aが閉鎖されているものとする。

（ア）aに存する開口部の幅<W

（イ）aに存する開口部の上端の高さ<Lに存する有効開口部の上端の高さ

（ウ）aに存する開口部の下端の高さ>Lに存する有効開口部の下端の高さ



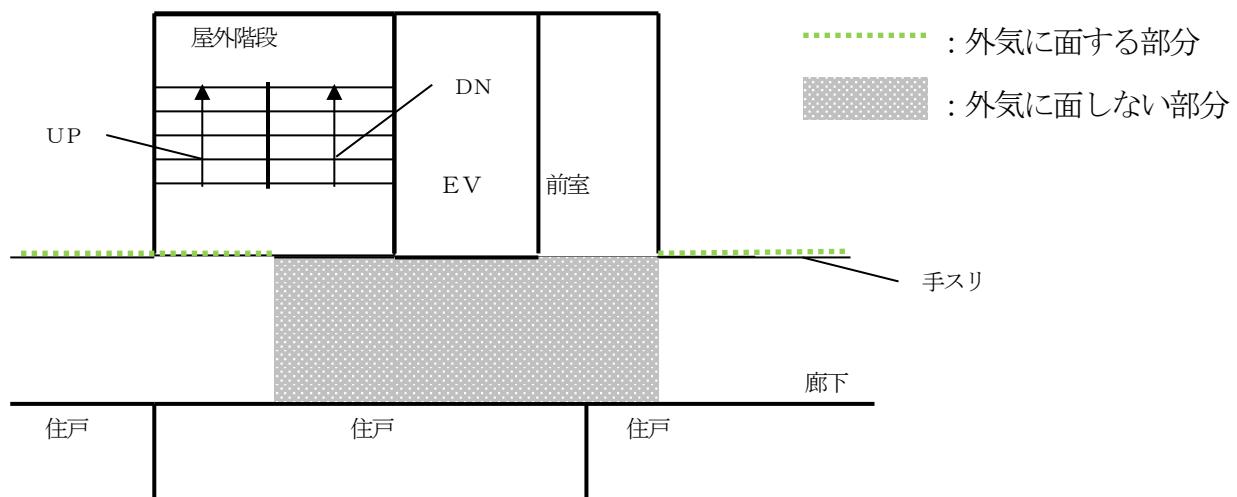
第4-28図

ウ 2面（両面）が直接外気に開放されていない部分

2面（両面）が直接外気に開放されていない部分の長さが6mを超える場合若しくは当該部分の幅の4倍を超える場合にあっては、(7)の「煙の降下状況を確認する方法について」により、床面からの高さ1.8mまで煙が降下しないことを検証すること。

エ 直接外気に開放されていない部分の判断例については、次の第4-29図から第4-36図によること。★

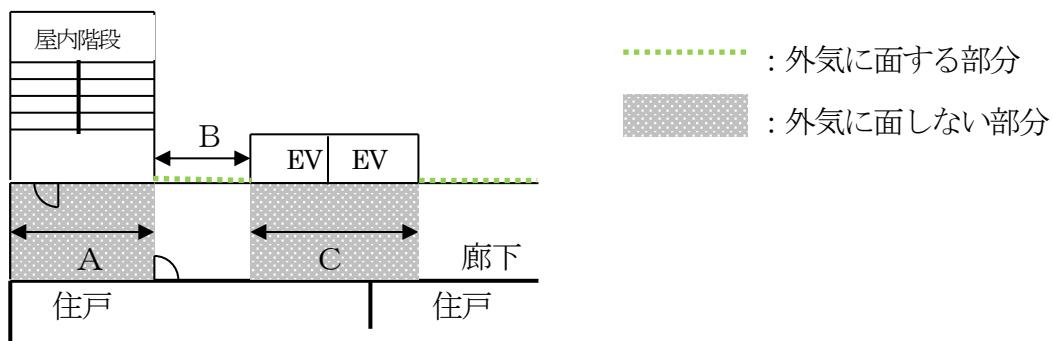
(ア) 屋外階段、エレベーターホール等連続している場合



第4-29図

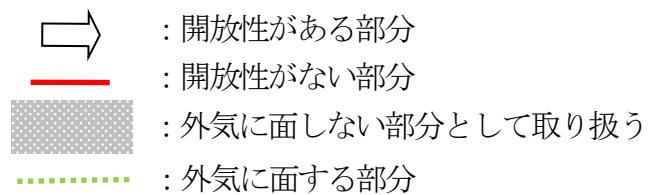
(イ) 外気に開放されていない間に一部開放部分がある場合の取扱い

- 開放部分Bが1m以上あれば、開放性の無い部分はA及びCとし、Bは開放部分とする。
- 開放部分Bが1m未満の場合、開放性の無い部分はA+B+Cとする。

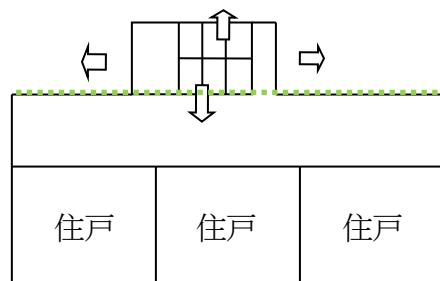


第4-30図

(ウ) 開放型の廊下に平行して接続された屋外階段がある場合の取扱い

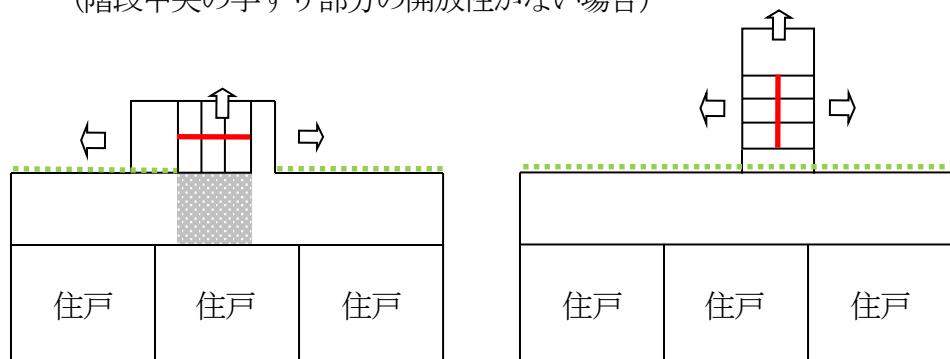


- a 屋外階段の手すりが開放性のある場合
(階段中央の手すり部分も開放性がある場合)



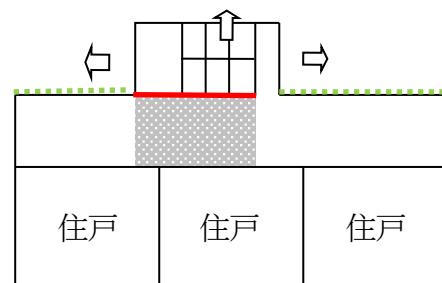
第4-3 1図

- b 屋外階段の手すりが開放性のある場合
(階段中央の手すり部分の開放性がない場合)



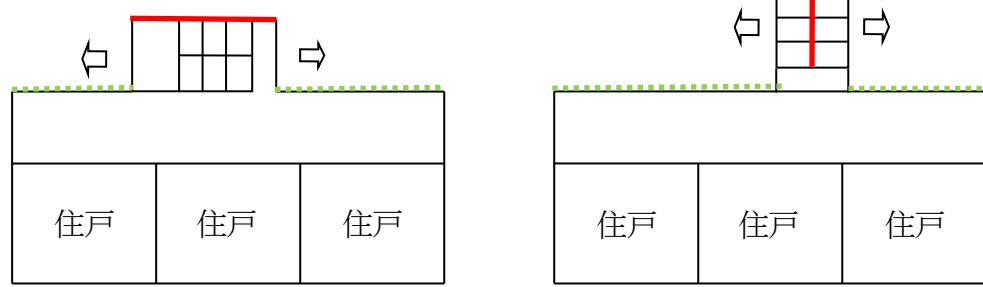
第4-3 2図

- c 屋外階段の手すりが開放性のない場合



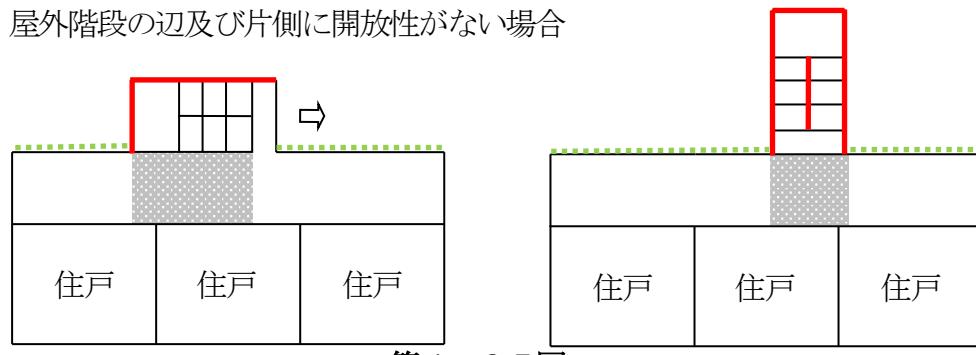
第4-3 3図

d 屋外階段の辺以外に開放性がある場合



第4-34図

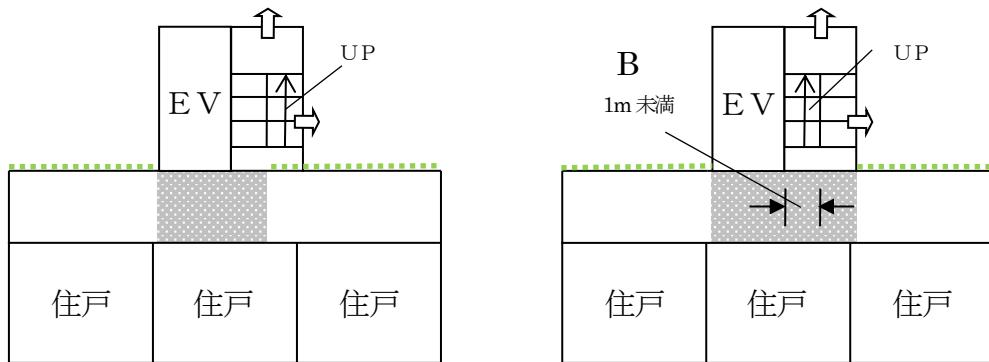
e 屋外階段の辺及び片側に開放性がない場合



第4-35図

f 屋外階段の横にエレベーター室がある場合

(階段の上る部分を開放部分として取扱う。)



※前(イ)により取扱うこ

と。

第4-36図

(7) 煙の降下状況を確認する方法について

構造類型告示第4第2号(4)イ(ロ)及び同号(5)ロの煙が床面からの高さ1.8mまで降下しないことを確認する方法は、次のアからカまでの手順によること。(第4-37図参照)
ア 廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部の発熱速度を前III. 2. (6). イ. (ウ) の式により求めること。

$$Q = 400A\sqrt{H}$$

イ 廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量を次式により求めること。

$$m_p = 0.52 A \sqrt{H}$$

m_p は、廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から噴出する熱気流量（単位 kg/sec 。以下同じ。）

ウ 廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下又は階段室等に噴出した熱気流の気体密度を次式により求めること。

$$\rho_c = \frac{353}{\left(293 + \frac{Q}{m_p + 0.01A_c} \right)}$$

ρ_c は、廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部から廊下又は階段室等に噴出した熱気流の気体密度（単位 kg/m^3 。以下同じ。）

A_c は構造類型告示第4第2号(4)イ(ロ)及び同号(5)ロの規定により、消火、避難その他の消防活動に支障になる高さまで煙が降下しないことを確認する範囲内にある廊下又は階段室等の水平投影面積（単位 m^2 ）

エ 廊下又は階段室等における熱気流の発生量を次式により求めること。

$$V = \frac{31.2 A \sqrt{H}}{\rho_c}$$

V は、廊下又は階段室等における熱気流の発生量（単位 m^3/min ）

オ 廊下又は階段室等における排煙量を次式により求めること。

(ア) 廊下の場合

$$E = \max \left(19L(H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}}, \frac{53.7L(H_U - 1.8)^{\frac{3}{2}}}{\sqrt{1 + \left(\frac{H_U - 1.8}{1.8 - H_L} \right)^2}} \right)$$

(イ) 階段室等の場合

$$E = \max \left(19L(H_U - H_L)^{\frac{3}{2}}, 38L(H_U - H_L)\sqrt{H_U + H_L - 3.6} \right)$$

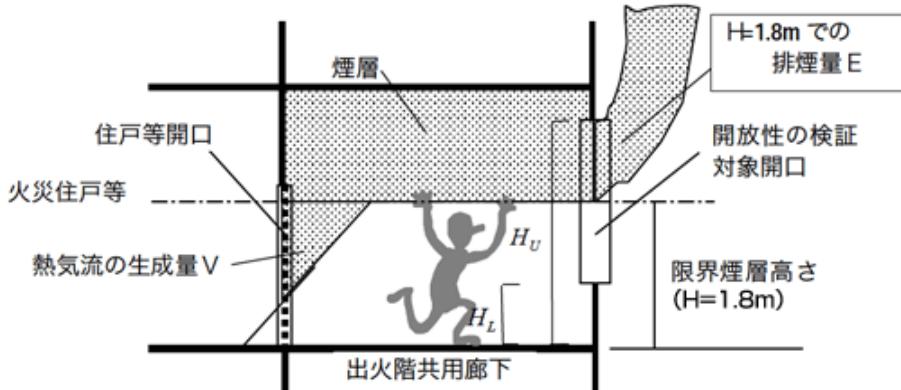
E は、廊下又は階段室等における排煙量（単位 m^3/min ）

L は、廊下又は階段室等の有効開口部の長さ（単位 メートル。ただし、 $L \leq 30$ 。（8）参照。）

H_U は、床面からの廊下又は階段室等の有効開口部の上端の高さ（単位 m）

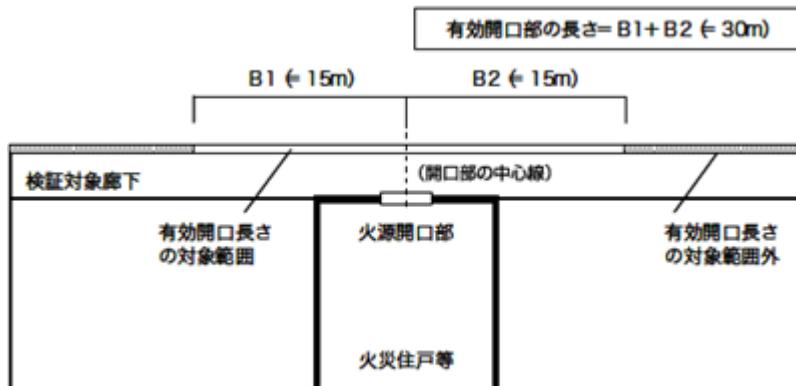
H_L は、床面からの廊下又は階段室等の有効開口部の下端（床面から1.8m未満の高さにあるものに限る。）の高さ（単位m）

カ エで求めた廊下又は階段室等における熱気流の発生量が才で求めた廊下又は階段室等における排煙量以下であることを確かめること。

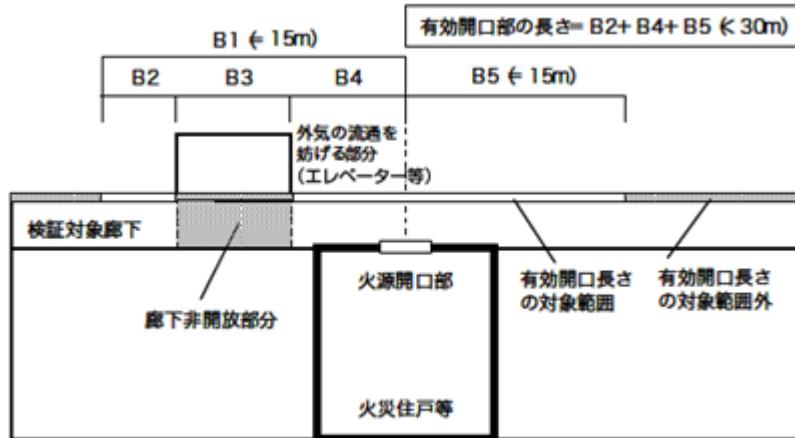


第4-37図

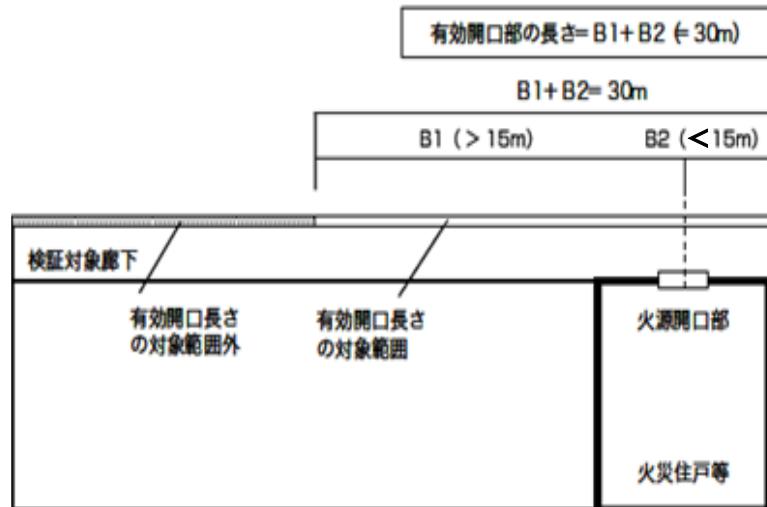
- (8) 煙の降下状況を確認する方法における廊下又は階段室等の有効開口部の長さについて
前(7). 才の「廊下又は階段室等の有効開口部の長さ」とは、火源開口部（廊下又は階段室等に面する住戸等の開口部のうち発熱速度が最も大きくなる開口部。以下同じ。）が面する廊下又は階段室等の直接外気に開放された開口部であって、当該火源開口部の両側に最大で30m以内の部分のことをいい、第4-38図、第4-39図及び第4-40図の例によること。



第4-38図



第4－39図



第4－40図

V 共同住宅用スプリンクラー設備

1 構成

共同住宅用スプリンクラー設備は、特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制するための設備であって、スプリンクラーヘッド（小区画ヘッド）、制御弁、自動警報装置、加圧送水装置、送水口等で構成され、かつ、住戸、共用室又は管理人室ごとに自動警報装置の発信部が設けられているものをいう。

2 スプリンクラーヘッド等

スプリンクラーヘッドは、40号省令第3条第3項第2号ロ、ハ及び17号告示第2第1号の規定によるほか、次によること。

- (1) 第3章 第1節 第4 スプリンクラー設備II. 2. (4). ウ ((イ). bを除く。) を準用すること。
- (2) 廚房には、スプリンクラーヘッド、共同住宅用自動火災報知設備の感知器又は住戸用自動火災報知設備の感知器を設置すること。◆②
- (3) 天井に設ける家庭用照明器具等は、17号告示第2第1号(2)に規定する「著しく散水を妨げるもの」には含まれないものであること。★

3 制御弁

制御弁は、17号告示第2第2号の規定によるほか、第3章 第1節 第4 スプリンクラー設備II. 1. (6). アを準用すること。

4 自動警報装置

自動警報装置等は、17号告示第2第3号の規定によるほか、次によること。

- (1) 住戸、共用室又は管理人室ごとに、パイプシャフト又はメーターボックス等に設置すること。◆②
- (2) 音声警報装置は次によること。

階段室型特定共同住宅等のエレベーターの昇降路部分における音声警報装置の設置については、エレベーター籠内又は各階のエレベーターの昇降路部分から水平距離8m以内に音声警報装置が設置されている場合にあっては、当該部分に音声警報装置を設置しないことができるものであること。◆②

5 非常電源、配線等

非常電源、配線等は、17号告示第2第8号及び第9号の規定によるほか、次によること。

- (1) 第3章 第1節 第2 屋内消火栓設備II. 5を準用すること。
- (2) 共同住宅用スプリンクラー設備を設置する住戸が5未満の場合は、当該住戸分の容量の非常電源で足りるものであること。◆②

6 起動装置

- 起動装置は、17号告示第2第9号の規定によるほか、次によること。
- (1) 第3章 第1節 第4 スプリンクラー設備II. 1. (8) を準用すること。
 - (2) スプリンクラーヘッドが開放した旨の信号を共同住宅用自動火災報知設備の住棟受信機に表示する場合、作動した流水検知装置が設置されている住戸、共用室及び管理人室が識別できるようにすること。◆②

7 配管等

- 配管等は、17号告示第2第11号の規定によるほか、次によること。
- (1) 配管等の機器
機器は、第3章 第1節 第2 屋内消火栓設備II. 3. (1) を準用すること。
 - (2) 設置方法等
 - ア 配管は原則として専用とすること。
 - イ 配管内の充水については、次によること。★
 - (ア) 補助用高架水槽による場合は、第3章 第1節 第2 屋内消火栓設備II. 3. (2).
 - ア. (ア) (a 及びc を除く。) を準用するほか、次によること。
 - a 補助用高架水槽から主管までの配管は、呼び径 40A 以上のものとすること。
 - b 補助用高架水槽の有効水量は、1 m³以上とすること。なお、当該水槽の水位が低下した場合に呼び径 25A 以上の配管により自動的に給水できる装置を設けた場合には、当該有効水量を 0.5 m³以上とことができる。
 - (イ) 補助加圧装置による場合は、第3章 第1節 第4 スプリンクラー設備II. 1. (4). イ. (イ). b を準用すること。
 - (ウ) 埋設配管及びポンプの吸水管にあっては、第3章 第1節 第2 屋内消火栓設備II. 3. (2). ウ及びエを準用すること。
 - (3) ステンレス鋼管を用いた配管及び管継手
ステンレス鋼管を用いた配管及び管継手の施工に当たっては、第3章 第1節 第2 屋内消火栓設備II. 3. (カ) を準用すること。
 - (4) 管径は、原則として配管摩擦損失計算によること。なお、取り付けられるヘッド数により管径を設定する場合は、第5-1表によること。また枝管に取り付けられるヘッド数は、配水管から片側5個以下であること。

第5-1表 管径とヘッド数

配管径	25A	32A	40A
ヘッド数	3 以下	4 以下	5 以上

8 加圧送水装置

加圧送水装置は、17号告示第2第12号の規定によるほか、次によること。

(1) 設置場所

第3章 第1節 第2 屋内消火栓設備II. 1. (1). ア、(2). ア及び(3). アを準用すること。

(2) 機器

第3章 第1節 第2 屋内消火栓設備II. 1. (1). イ、(2). イ及び(3). イを準用すること。

(3) 設置方法

第3章 第1節 第2 屋内消火栓設備II. 1. (1). ウ、(2). ウ及び(3). ウを準用すること。

9 配管等の摩擦損失計算等

17号告示第2第12号の規定による配管等の摩擦損失計算等は、第3章 第1節 第4 スプリンクラー設備II. 1. (12) を準用すること。

10 水源

水源は、40号省令第3条第3項第2号ニの規定によるほか、第3章 第1節 第2 屋内消火栓設備II. 2を準用すること。

11 耐震措置

貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等の耐震措置は、17号告示第2第14号の規定によるほか、第3章 第1節 第2 屋内消火栓設備II. 6を準用すること。

12 条例第66条第1項第5号の取り扱いについて

(1) 共同住宅用スプリンクラー設備の設置対象

40号省令第3条第3項第2号イ(イ)に規定する「11階以上の階」は「条例第66条第1項第5号に規定する階」を含むものとし、「10階以下の階」は「10階以下の階で条例第66条第1項第5号の規定によらない階」に読み替えるものとする。

(2) 共同住宅用スプリンクラー設備の設置免除

ア 40号省令第3条第4項第1号イに規定する「前項第2号イに掲げる部分」は「条例第66条第1項第5号に規定する階」も含むものとして取り扱うこと。

イ 40号省令第3条第4項第1号ロに規定する「10階以下の階」を「10階以下の階で地盤面からの高さが31メートルを超えない階」に読み替えるものとする。

13 その他

(1) 屋内消火栓設備を設置しなければならない特定共同住宅等であって、11階以上の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置し、10階以下の階を補助散水栓により包含した場合にあっては、政令第32条の規定を適用し、当該設備の有効範囲内の部分について屋内消火栓設備を設置しないことができるものであること。但し、表示装置又は住棟受信機に加圧送水

装置の始動表示及び使用部分の表示させること。◆②

- (2) 前(1)の場合、当該設備の水源水量は4m³以上、また、加圧送水装置のポンプの吐出量は240ℓ/min以上で足りるものであること。◆③
- (3) 40号省令第3条第4項第1号に規定する「住戸、共用室及び管理人室の壁及び天井（天井がない場合にあっては、上階の床又は屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台等を除く。）」は、住戸、共用室及び管理人室のうち、居室及び収納室（納戸等で4m²以上のものをいう。）が内装制限の対象となるものであること。◆②
- (4) 地階を除く階数が11以上の二方向避難型共同住宅において、10階以下の階に共同住宅用スプリンクラー設備を40号省令及び位置・構造告示に定める技術上の基準により住戸、共用室及び管理人室に設置した場合にあっては、政令第32条の規定を適用し、屋内消火栓設備をしないことができるものであること。◆②
- (5) メゾネット型住戸の上階のみに共同住宅用スプリンクラー設備の設置義務が生ずる場合でも、下階を含めて当該住戸全体に共同住宅用スプリンクラー設備を設置すること。なお、当該メゾネット型住戸に設置する流水検知装置等については、一の流水検知装置等により当該上階及び下階を受持つことができるものであること。◆②

VI 共同住宅用自動火災報知設備

1 構成

共同住宅用自動火災報知設備は、特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ安全に避難することを支援するために、特定共同住宅等における火災の発生を感じし、及び当該特定共同住宅等に火災の発生を報知する設備であって、受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号。）第2条第7号に規定するものをいう。以下同じ。）、感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下「感知器等規格省令」という。）第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）、戸外表示器（住戸等の外部において、受信機から火災が発生した旨の信号を受信し、火災の発生を報知するものをいう。以下同じ。）等で構成され、かつ、自動試験機能（中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第18号。以下「中継器規格省令」という。）第2条第12号に規定するものをいう。）又は遠隔試験機能（中継器規格省令第2条第13号に規定するものをいう。以下同じ。）を有することにより、住戸の自動試験機能等対応型感知器（感知器等規格省令第2条第19号の3に規定するものをいう。以下同じ。）の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確認できるものをいう。

2 用語の意義

- (1) 共同住宅用受信機とは、共同住宅用自動火災報知設備の受信機（P型3級受信機又はG P型3級受信機に限る。）であって、住戸、共用室及び管理人室に設ける感知器から発せられた火災が発生した旨の信号（以下「火災信号」という。）を受信した場合に、火災の発生を当該住戸、共用室及び管理人室の関係者に報知するものをいう。
- (2) 住棟受信機とは、共同住宅用自動火災報知設備の受信機であって、住戸、共用室及び管理人室以外の部分に設ける感知器又は共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信した場合に、火災の発生を特定共同住宅等（40号省令第2条第1号に規定する特定共同住宅等をいう。以下同じ。）の関係者に報知するものをいう。
- (3) 音声警報装置とは、共同住宅用受信機又は住棟受信機から発せられた火災信号を受信し、音声により火災の発生を報知するものをいう。
- (4) 補助音響装置とは、住戸、共用室又は管理人室にいる者に対し、有效地に音声警報を伝達するために、共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信し、補助的に音声警報を発する装置をいう。
- (5) 戸外表示器とは、住戸等の外部において、共同住宅用受信機から発せられた火災信号を受信し、火災の発生を報知するものをいう。

3 感知器

感知器は、18号告示第3第2号の規定によるほか、次によること。

- (1) 感知器の設置を要しない場所◆②
ア メーターボックス

イ パイプシャフト等

ウ 廚房（スプリンクラーヘッドが設置されている場合に限る。）

- (2) 倉庫、機械室等の部分に設ける感知器は、原則、住棟受信機に接続すること。ただし、共同住宅用受信機を介して火災信号が住棟受信機に移報するよう措置が講じられている場合にあっては、共同住宅用受信機に接続することができるものであること。
- (3) 40号省令第3条第3項第3号ニ(ハ)に規定する「直接外気に開放されていない共用部分」とは、常時外気に面する部分から5m以上離れた部分を含むものであること。

4 中継器

中継器は、18号告示第3号第3号の規定によるほか、第3章 第1節 第12 自動火災報知設備II. 3を準用すること。

5 配線及び工事方法等

配線及び工事方法等は、18号告示第3号第4号の規定によるほか、第3章 第1節 第12 自動火災報知設備II. 8（省令第24条第1項第1号チの規定に係る部分を除く。）を準用すること。

6 共同住宅用受信機

共同住宅用受信機は、18号告示第3号第5号の規定によるほか、住戸等の床面積が150m²を超える場合、在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう地区音響装置にて音声警報を補完し、共同住宅用受信機を設置することができるものであること。◆②

7 住棟受信機

住棟受信機は、18号告示第3号第6号の規定によるほか、次によること。

- (1) 第3章 第1節 第12 自動火災報知設備II. 1を準用すること。
- (2) 18号告示第3号第6号に規定する「同一敷地内に特定共同住宅等が2以上ある場合で、当該特定共同住宅等の火災発生時に、円滑な対応ができる場合」とは、同一敷地内に存する複数の特定共同住宅等を防災センター等において一括で監視しており、火災発生時に迅速な対応を講ずる体制が構築されている場合で、受信機を設置しない建築物には副受信機（表示盤）及び同時通話装置を設けた場合をいうこと。◆②
- (3) 常時人がいない管理人室に住棟受信機を設置する場合、火災時に管理人室の出入口が自動的に解錠される等の措置を講ずること。◆②

8 電源

電源は、18号告示第3号第7号の規定によるほか、次によること。

- (1) 常用電源は、第3章 第1節 第12 自動火災報知設備II. 1. (1)を準用すること。
- (2) 非常電源は、第3章 第1節 第3 非常電源によること。
- (3) 共同住宅用受信機に非常電源を設けないことができる場合は、住棟受信機の予備電源又は

別置型の蓄電池等により、18号告示第3第8号(1)に定める容量の非常電源が確保されている場合であること。◆②

- (4) 共同住宅用受信機又は住戸用受信機に接続しているガス漏れ検知器の電源は、当該共同住宅用受信機又は住戸用受信機の電源の配線系統から専用の開閉器を介してとることとして差し支えないものであること。◆③

9 音声警報装置

音響装置は、18号告示第3第9号の規定によるほか、次によること。

18号告示第3第9号(2)に規定する「有效地に音声警報が伝わらないおそれのある部分」とは、メゾネット型住戸又は住戸、共用室及び管理人室で床面積が150m²を超えるもの等であること。

10 戸外表示器

戸外表示器は、18号告示第3第10号及び20号告示の規定によること。

11 その他

- (1) 10階以下の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置した場合、40号省令第3条第4項第2号の規定により、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができるとされているが、共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドが設置されていない共用部分及び住戸等は、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置する必要があること。◆②
- (2) 18号告示第3第2号(1)イ及びロに規定する「階段及び傾斜路」又は「廊下及び通路」は、住戸、共用室又は管理人室内に設けられる階段、廊下、通路及び傾斜路に該当しないものであること。◆②
- (3) 18号告示第3第4号(2)に規定する「火災により直接影響を受けるおそれのない部分」は、準不燃材料の床、壁又は天井により隠蔽された部分又はメーターボックス、パイプシャフト等の部分であること。◆②

VII 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

1 構成

住戸用自動火災報知設備は、特定共同住宅等における火災時に火災の拡大を初期に抑制し、かつ、安全に避難することを支援するために、住戸等における火災の発生を感知し、及び当該住戸等に火災の発生を報知する設備であって、受信機、感知器、戸外表示器等で構成され、かつ、遠隔試験機能を有することにより、住戸の自動試験機能等対応型感知器の機能の異常が当該住戸の外部から容易に確認できるものをいう。

2 用語の意義

住戸用受信機は、住戸用自動火災報知設備の受信機（P型3級受信機又はG P型3級受信機に限る。）であって、住戸等及び共用部分に設ける感知器から発せられた火災信号を受信した場合に、火災の発生を当該住戸等及び共用部分の関係者に報知するものをいう。

3 感知器

感知器は、19号告示第3第2号の規定によるほか、VI 共同住宅用自動火災報知設備. 3によること。

4 中継器

中継器は、19号告示第3第3号の規定によるほか、VI 共同住宅用自動火災報知設備. 3によること。

5 配線及び工事方法等

配線及び工事方法等は、19号告示第3第4号の規定によるほか、VI 共同住宅用自動火災報知設備. 5によること。

6 住戸用受信機

住戸用受信機は、19号告示第3第5号の規定によるほか、次によること。

住戸等の床面積が150m²を超える場合、在館者に対して有効に火災の発生を報知することができるよう地区音響装置にて音声警報を補完し、住戸用受信機を設置することができるものであること。◆②

7 電源

電源は、19号告示第3第6号の規定によるほか、VI 共同住宅用自動火災報知設備. 8によること。

8 音声警報装置

音声警報装置は、19号告示第3第7号の規定によるほか、次によること。

19号告示第3第7号(2)に規定する「有効に音声警報又は音響警報が伝わらないおそれのある部分」とは、メゾネット型住戸又は住戸、共用室及び管理人室で床面積が150m²を超えるものであること。

9 共同住宅用非常警報設備

- (1) 19号告示第4第2号に規定する「各階ごとに、階段付近に設けること」とは、階段から5m以内の廊下をいうものであること。
- (2) 特定共同住宅等の住戸、共用室及び管理人室に住戸用自動火災報知設備を設置するとともに、共用部分に政令第21条に規定する自動火災報知設備の発信機、地区音響装置、表示灯を19号告示第4に準じて設置した場合は、共同住宅用非常警報設備を設置しなくてもよいこと。★
- (3) 階段室型特定共同住宅等に設置する共同住宅用非常警報設備の鳴動方式にあっては、階段室等ごとに鳴動させる方式としてよいこと。◆③

10 その他

- (1) VI 共同住宅用自動火災報知設備. 11. (1)、(2)を準用すること。
- (2) 直接外気に開放されていない共用部分及び倉庫等に設置する感知器にあっては、住戸用受信機に代えて防災センター等又は管理人室等に政令第21条に規定する自動火災報知設備の受信機を設置した場合に限り、当該受信機に接続することができること。◆②

- ◆①「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について」（平成 17 年 8 月 12 日消防予第 188 号）
- ◆②「消防用設備等に係る執務資料の送付について」（平成 18 年 11 月 30 日消防予第 500 号）
- ◆③「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号）等に係る執務資料の送付について」（平成 19 年 3 月 27 日消防予第 114 号）